

平成21年第1回竜王町議会定例会（第1号）

平成21年3月3日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（1日目）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 3号 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 4号 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 5号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第 6号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 7号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例および竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 8号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 9号 竜王町学校給食センターの設置、管理および職員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第10号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議第11号 竜王町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 日程第12 議第12号 竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議第13号 竜王町企業誘致特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議第14号 竜王町農村女性の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議第15号 竜王町薬師地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

- 日程第16 議第16号 平成20年度竜王町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第17 議第17号 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第18 議第18号 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)補正予算(第3号)
- 日程第19 議第19号 平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議第20号 平成20年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議第21号 平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第22 議第22号 平成20年度竜王町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議第23号 平成20年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第24 議第24号 平成20年度竜王町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第25 議第25号 平成21年度竜王町一般会計予算
- 日程第26 議第26号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算
- 日程第27 議第27号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)予算
- 日程第28 議第28号 平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
- 日程第29 議第29号 平成21年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第30 議第30号 平成21年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議第31号 平成21年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第32 議第32号 平成21年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議第33号 平成21年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第34 議員派遣について

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	岡山富男	2番	大橋弘
3番	村田通男	4番	山田義明
5番	山添勝之	6番	圖司重夫
7番	貴多正幸	8番	蔵口嘉寿男
9番	菱田三男	10番	小森重剛
11番	若井敏子	12番	寺島健一

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

1番	岡山富男	2番	大橋弘
----	------	----	-----

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	代表監査委員	小林徳男
副町長	青木進	教育長	岡谷ふさ子
会計管理者	布施九藏	総務政策主監	小西久次
住民福祉主監	北川治郎	産業建設主監兼農業委員会事務局長	川部治夫
総務課長	赤佐九彦	生活安全課長	福山忠雄
住民税務課長	山添登代一	福祉課長	松瀬徳之助
建設水道課長	田中秀樹	教育次長	松浦つや子
学務課長	木村公信	生涯学習課長	竹内健

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	村井耕一	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開会 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人です。よって、定足数に達していますので、これより平成21年第1回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成21年第1回竜王町定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご繁忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

三寒四温を繰り返しながら、日まじに春めいてくることとは存じますが、皆さま方におかれましては、お変わりなく、ご健勝にて日々議会活動にご専念いただき、併せて町政万般にわたり格別のご指導とご鞭撻を賜っておりますことに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

去る2月28日の地域創造まちづくりフォーラムでは、町民約300名の方にご出席をいただき、地域懇談会の総括と焦点を絞った、私のまちづくり視点を述べさせていただきました。開催に際しましては、議員皆様方よりご配慮やお力添えを賜り、また、32集落の自治会長様にもいろいろとお世話になりましたことに対し、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

まちづくりにおきましては、行政と住民がそれぞれの立場・持ち場でしっかりと役割を果たしていかなければならないこと、そして、このことが地域力を引き上げ、竜王町をたくましくするのだと話をさせていただきました。ご出席いただきました方々には一定のご理解を賜ったのではないかと考えておりますし、さらにこのフォーラムをひとつの契機といたしまして、一人でも多くの町民の皆さまへと広まっていくことを切に願っているところでございます。

日本の経済は、かつて経験したことがないほど深刻さを増してまいりました。また、新聞やテレビ報道では日を欠くことなく厳しい状況が伝えられており、各ご家庭にも、じわりじわりと生計に影響が出てきていることと存じます。今後、いかなる事態が起こってくるのか予想できない時でありますので、行政として、町民皆さまに安らかな毎日を送っていただけるように、危機感をもって毎日、職務に当たらねばならないと職員にも伝え続けているところであります。

このような中、地方自治体が総じて財政逼迫の状況にありながら、竜王町におき

ましては平成22年8月に大型商業施設アウトレットパークの開業、さらには岡屋地先の県有地が工業団地として開発・造成に向かって動き出しております。町民の皆さまにとって将来への期待感を持っていただけるものと、ありがたく思っているところではありますが、一方ではインター周辺の交通渋滞や防犯・防災の面も危惧されるものであります。とりわけ、環境面・日常生活面共にバランスの取れた開発が竜王町として不可欠の条件でもありますので、皆さまに喜んでいただけるよう、また、ご安心いただけるように進めてまいらなければならないと考えているところでございます。

さらに、庁舎前のタウンセンター整備も、まちづくりの拠点として具体的工事に着手することとなってまいりますが、商業施設の進出に関しましては、地元商工者との意見調整等、クリアいたさねばならない点も多く残っております。

以上、いずれにいたしましても竜王町にとりまして大切な時期であり、着実に進めてまいりますので、議員各位には格段のご指導とご鞭撻を賜りますよう、ひとえにお願いを申し上げます。

なお、本定例会に提案させていただく案件は、条例制定2件、条例改正11件、平成20年度一般会計補正予算および平成20年度特別会計補正予算で9件、平成21年度一般会計予算および平成21年度特別会計予算で9件、計31件の議案を提出させていただいておりますので、慎重なるご審議を賜り、お認めをいただきますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのごあいさつといたします。

**○議長（寺島健一）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第 1 会議録署名議員の指名**

**○議長（寺島健一）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、1番 岡山富男議員、2番 大橋 弘議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第 2 会期の決定**

**○議長（寺島健一）** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（寺島健一）** ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

これより、一般行政について町長より、また教育行政について教育長より、それぞれ方針表明の申し出がありますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 本日ここに、平成21年第1回竜王町議会定例会を開催し、提出いたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、新しい年度に向けた町政の執行について、その方針を申し述べます。

まず、はじめに昨今の社会経済の状況であります。アメリカに端を発した金融資本市場の混乱は、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を招き、百年に一度と言われる危機に陥っております。

我が国においても、輸出や生産が減少し雇用情勢が急速に厳しさを増す中で、消費活動も停滞しており、景気は急速に悪化しております。このことから、国においては、平成20年度第一次補正予算および第二次補正予算において切れ目のない経済対策を打ち出されると共に、平成21年度予算においては、国民生活と日本経済を守るため「生活防衛のための大胆な実行予算」を示されました。

また、平成21年1月16日付けで発表されました経済財政諮問会議の「経済財政の中長期方針と10年展望」によりますと、当面は「不安の連鎖」の阻止に向けた大胆な対応、中期は「安心」の強化と責任ある財政の中期的枠組みの確立、中長期には潮流変化を先取りした成長の実現という、3段階の政策を同時並行で取り組んでいくと発表されており、景気の底割れを防ぐことを最重要課題とし、経済危機打開に向けて積極的な方向が打ち出されているところです。

次に、県の状況であります。去る2月8日の新聞報道によると滋賀県の平成21年度予算は「超緊縮型 4,851億8,000万円」との数字と共に「県税最大の408億円減」「かつてない厳しさ」という大見出しが付されております。公表されました予算については、メリハリをつけ確実に効果のある施策を盛り込むと共に、キーワードは「不安を安心に変える政策」とされていますが、具体的

な部分では財源不足に対応する基金がほぼゼロとなるなど、極めて厳しい状況にあり、滋賀県の財政状況について、一段と不安が増している状況であります。

こうした内外のかつてない社会経済の急激な変化を肌身に感じながら、新しい年度の方針と共に政策実現のための予算を編成させていただきました。昨年の6月に重責をお預かりして以来8ヶ月が経過いたします中で、多くの皆様と対話を重ねながら、町民の皆様の思いに根ざした政策が展開できますよう、特に私のおめざします「未来に羽ばたく、夢と安らぎのあるまちづくり」の視点として、「①地域力、行政力を高め、地方分権時代に対応できる逞しいまちづくり」「②「土産土法、地産地消」の農業に着目した、産業の振興を図る活力あるまちづくり」、「③少子高齢化時代に、共に支えあい、人を育て、安心の暮らしを実現する温もりのあるまちづくり」、「④まちを支える財政基盤の充実による揺ぎないまちづくり」、「⑤町民のみなさんと情報の共有を図り、町の未来を共に創造する協働のまちづくり」、「⑥未来世代の幸せを視野に方向を見極め、来るべき市町合併にむけて自力を高めるまちづくり」という6本の柱を掲げながら、全自治会32地区につきまして、地域創造まちづくり懇談会として毎夜訪問させていただきましたことは、行政運営や施策構築に極めて有意義なものであったと感じております。

また、懇談会のため会場や日程調整にご苦勞をいただきました区長様ならびに関係役員様に感謝申し上げますと共に、ご参加いただき適切なお意見、ご質問をいただきました多くの町民皆様に、深くお礼を申し上げます。

この懇談会の総括につきましては、期間中に多くの皆様からいただきましたご意見をもとに、まずは皆様と共に進めることができる竜王町ならではの5項目を定め、去る2月28日に開催しました「地域創造まちづくりフォーラム」で「チャレンジ5」として発表させていただき、これからの「まちづくりのスタート」として「聞くから行動」への転換を図っていくこととしました。

今、竜王町はまちづくりに新たな胎動を起こしつつあります、名神竜王インター付近においては、「三井アウトレットパーク滋賀竜王」が平成22年夏の開業に向けて事前準備を着々と進めていただいております、開業いたしますと県内外から年間500万人のお客様を迎えると共に、1,500人の雇用を創出する町となります。

また、役場周辺にあつては、その中心地に念願でありました商業施設の進出が、地元地権者の皆様の格別のご理解のもと進みつつあり、埋蔵文化財調査に着手し、平成23年頃の開業が確信できる状況となってまいりました。

併せまして、岡屋地先の県有地につきましても、滋賀県土地開発公社において1月30日から3月2日まで、工業団地造成にかかる環境影響評価実施計画書の縦覧をされたところであり、平成23年度に環境影響評価、平成24年には造成工事へと進み、早ければ平成26年には企業立地が整うとの予想もされる場所でもあります。

このように先輩諸氏が思いを込め町の資源を最大限に生かす努力をいただけてきたことが、21世紀初頭に実現される運びとなってまいりました。さらに町全体のインフラストラクチャー整備を念頭に置くことによりまして、いよいよ「未来に羽ばたく、夢と安らぎのあるまちづくり」の舞台が、そこに見えてきたと申し上げても過言でないと思われまます。

また、平成21年度には竜王町第5次まちづくり総合計画の具体的な策定作業に入ることにしております。この計画は今後10年間のまちづくり施策を定めるものでありますことから、内外の変化や財政状況も見極めつつ、中長期の計画と共に具体的な実行・建設計画も明らかにしながら、持続性のあるまちづくりの計画として策定してまいりたいと考えております。

平成20年度では、地域懇談会を踏まえ計画策定に着手しており、平成21年度には、まちづくりチャレンジ88委員会の設置や、中学生および地域住民に向けたアンケート調査をさせていただくこととなりますので、住み続けたいまち「竜王町」となりますよう幅広いご意見の反映をお願いするものでございます。

一方、気になる竜王町の主要企業等の業績についてでございますが、今日まで一部大手企業につきましては、大規模な建設投資と併せ順調に業績を伸ばされ、町の財源を支える主軸として貢献いただき、企業城下町という雰囲気も合わせ持ちながら、まちづくりを進めさせていただいてきたところです。昨年3月には、平成19年度の会社の決算状況が大きく伸展しましたことから大幅な基金積み立てもさせていただいたところですが、前述のとおり予想もしなかった世界経済の急変貌により、平成21年1月に発表されました業績見込みは、軽自動車については健闘していただいているものの、40%の下方修正が出されており、平成20年度の町の決算見込みでは、他税も合わせて何とか予算割れを回避できる状況にあり、平成21年度予算については、前年対比40%減の法人町民税収入を見込ませていただいたところでもあります。

しかしながら、国のさまざまな施策の効果はまだまだ遠く、信号で例えるなら黄色の点滅が始まり、いつ赤信号に変わってもおかしくない状況にあります。こ

のにより、企業の決算発表の動向によりましては、新年度に入りました早期に所要の対策を講じ、減収補てん債での対応や緊急的な財政改革プログラムの策定による歳出抑制を余儀なくされることも想定範囲として、国の経済対策に向けた意向「不安の連鎖の解消」を踏まえた予算を編成し、平成21年度の具体的な事務事業の執行にあたらせていただきますので、今後の行政運営につきまして変わらぬご支援とご協力をお願いする次第でございます。

施策の大綱は、「安心して暮らせる舞台づくり」、「快適でうるおいのある生活環境づくり」、「活力と交流を生むたくましい産業づくり」、「いきいき暮らせる健康・福祉づくり」、「新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり」、「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」、「行財政改革をすすめる揺ぎない町づくり」であります。

1. 安心して暮らせる舞台づくり。災害は忘れたころにやってくるという諺のとおり、幾多の大震災の教訓からも、災害への備えは怠ってはならないものであります。平成20年度には、地域防災計画の見直しを行ったところではありますが、繰り返し行う実効性ある防災訓練の実施が何よりも重要であり、命を守る原点でもあります。ともすると形骸化しつつある訓練に緊迫感を持たせるため、既往事例に学び、災害に強いまちづくりと減災に力点を置いた対策を講じると共に、社会的弱者への配慮や把握等を前年に引き続き進めます。

併せて、高齢者の交通事故防止が喫緊の課題となっておりますことから、地域住民の皆様と協働して、啓発や被害の軽減にむけた実践活動に取り組んでまいります。

地震を想定した実効ある防災訓練・救出訓練の実施、災害時のライフライン確保のため橋梁の点検調査の実施、非常備消防の充実強化を図るため、消防自動車、小型動力ポンプの集中的更新、地域安全、不法投棄防止のためのきめ細かなパトロールの実施、高齢者を対象とした交通安全教室の充実開催に取り組んでまいります。

2. 快適でうるおいのある生活環境づくり。快適な生活環境づくりをめざす中で、近くで買い物ができ、にぎわいのあるまちの拠点整備は、当町の永年の課題でもありました。地権者皆様の深いご理解をいただき、商業施設の進出が具体化できることになった今、まちづくり交付金事業による道路整備を一層推進すると共に、役場周辺をタウンセンターとして位置づけ、タウンセンター交差点デザイン会議からの多様な意見を反映しながら、共生と共助のまちづくりをめざし、快適

でうるおいのある生活環境基盤の創出に取り組みます。

また、それぞれの地域を活性化させ、主体的な地域づくりを誘引するため、従前の「自ら考え自ら行う事業」をソフト事業重視の制度として機能させると共に、各家庭のゴミ減量化運動を提唱し、新たな取り組みを展開していきます。

地域のゴミ減量化チャレンジ事業の推進、庁舎周辺の町道・県道の拡幅整備の早期完了と道路網の計画的整備推進、商業施設と共によみがえる公民館コンバージョン計画の推進、企業立地を見据え、高齢者や子どもにもやさしい公共交通対策の推進、篠原駅周辺都市基盤整備事業の計画的推進に取り組みます。

3. 活力と交流を生むたくましい産業づくり。本町の基幹産業は農業でありますし、豊かな文化と伝統を未来に継承していくのも「土産土法」であります。先人から与えられたものの中で、その宝に付加価値とアイデアを創出し、意識して光を注ぐことが「土産土法」の精神であり、「地産地消」を確かなものとし、食の安全を担保しつつ、たくましい産業へと成長させていく道筋でもあります。

昨年、道の駅とアグリパークを統合させ設立しました新会社「みらいパーク竜王」は、そのアンテナショップとして、また、情報発信基地として直売施設の充実を期し、商工業とも連携を図り、将来予想される大量の入り込み客や観光客を想定した取り組みを進めます。また、低迷する経済活動に配慮し、企業誘致の促進と公共施設の再整備や道路整備事業等を通じ、雇用や仕事の確保に努めます。

土産土法ビジネスサポート事業の推進、産地直売関連施設の整備拡充、農地・水・環境保全向上対策事業による潤いのある農村環境づくり、小口簡易資金融資事業による中小企業、事業者の育成支援、着地型旅行観光活性化プロジェクト事業による観光振興、公共事業の積極的な展開による雇用の確保、企業立地の導入促進に取り組みます。

4. いきいき暮らせる健康・福祉づくり。我が国は、平均寿命が世界一の水準になると共に、少子高齢化が世界最速で進行しています。このため、健康寿命の伸長を明確な目標に掲げ、健康の維持増進・予防、医療・介護・年金等の社会システムを持続的かつ総合的に機能させていくことが望まれます。

中でも、介護予防への取り組みは急務の課題でありますことから、平成20年度より保健センター・農村女性の家の改築をすすめると共に、総合運動公園内には新たにトレーニングジムを整備し、健康体力の維持増進に幅広く利用いただくこととしました。それぞれの地域で主体的に開催されている「おたっしや教室」や「退職シニアデビュー事業」との連携のもとに、有効な活用が図れるよう利用

促進に努めます。

また、子育て支援につきましては、妊婦検診への助成や相談業務等を引き続き支援すると共に、放課後児童健全化事業等は充実のため環境整備に努めます。

併せまして、昨年より設置しました発達支援室は、さらにきめ細かな対応ができるよう関係機関と連携を強め、あらゆる発達段階で支援が継続されるよう調整を図ります。

竜王町立幼稚園試行的預かり保育の実施、健康増進事業や若年健康診査事業を通じた健康管理の徹底、社会福祉協議会と連携した福祉の充実、グループホームの建設支援、次世代育成支援後期行動計画の策定、地域振興事業団との連携による健康体力づくり事業の推進に取り組みます。

5. 新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり。時代の潮流に的確に対応し、住みよい魅力あるまちづくりをめざすためには、百年の大計といわれる人づくりが何よりも重要な要素であります。たくましい人づくりと共に、人々が共に支え合い、男女が共同して参画できる生涯学習社会の構築をめざし、引き続き教育環境の整備充実に努めますが、学校教育および生涯学習については、教育長より「教育行政基本方針」で詳細に説明いたします。

武道交流会館の整備と利用促進、校内LAN工事、コンピュータ整備をはじめとする学校教育環境の整備充実、中学校体育館の大規模改修にむけた実施設計、豊かな体験を育む中学生海外派遣事業、国内交流事業等への支援、公民館コンバージョン計画の具体的推進に取り組みます。

6. 生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり。あまたの歴史をその地名に残す竜王町、今日まで継承されてきた豊かな文化遺産を大切に保全すると共に、地域住民の主体的な文化活動への取り組みを醸成しつつ、個性豊かな薫り高い文化づくりに資するため、行政の諸施策を通じ啓発と保存活用に努めます。

また、今後予想される大規模開発等にありましても、文化財保護法の精神をふまえながら、開発と保存の調和を図りながら、文化の薫り高いまちづくりをめざします。

指定文化財の保存活用ならびに資料提供等を通じた啓発活動の推進、地域文化活動の促進と渡来文化等の調査研究、妹背の里をはじめとする文化関連公共施設の有効活用と連携強化、文化関係団体の育成に取り組みます。

7. 行財政改革をすすめる揺ぎない町づくり。右肩下がりの社会経済にあって、更なる分権社会の構築が求められる中、財政基盤の確立と共に公会計改革に沿っ

た安定した財政運営が急務となっております。景気の動向にも配慮しつつ着実な行財政改革を進めるため、地域住民と行政がそれぞれの役割に見直しをかけながら、協働のまちづくりが果たせるよう対応してまいります。特に、第5次総合計画の策定にあっては、名実共に「未来に羽ばたく 夢と安らぎのあるまちづくり」計画となるよう慎重に取り組んでまいります。

また、納税意識の高揚と併せ昨年滋賀県と共に設置いたしました徴税対策機構が、税の公平性を担保する意味で大きな成果をあげましたので、滞納管理システムの導入等により内部組織をさらに充実させ、適正な業務執行に努め、財政基盤の安定に資することとします。

以上、行政執行方針を述べさせていただきました。

**○議長（寺島健一）** 岡谷教育長。

**○教育長（岡谷ふさ子）** それでは、竜王町教育行政基本方針を述べさせていただきます。

国においては、平成18年12月の教育基本法の改正を受けて、学校教育法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法、教育公務員特例法、社会教育法等の改正がなされ、教育改革が着々と進められています。

この改正教育基本法においては、「人格の育成」が生涯にわたる学習目標として位置づけられ、そのことは、幼児期の教育から始まり、それぞれの教育段階において人格形成を行うことが中核であると強調されています。

新学習指導要領は、この改正教育基本法の理念を学校の教育課程に具体化するものでありますが、そこでは、まず「知識基盤社会」の時代においてますます重要となる「生きる力」という理念を継承し、それを支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和、次に、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランス、さらには、道徳教育や体育などの充実による豊かな心や健やかな体の育成が重視されています。今年度から、学校・園教育においては、この新学習指導要領の趣旨に則って「生きる力」の一層の育成に努めていかなければなりません。

また、新社会教育法では、家庭や地域の教育力向上と地域社会との一層の連携が重要視されていることから、今後も地域あげての青少年の健全育成を図る必要性があります。

さて、竜王町は、鏡山と雪野山を背景にし、その間を日野川をはじめ3つの川が南北に流れる中、沃野が広がり、古い歴史と国の重要文化財をはじめ、豊かな文化遺産を受け継いできた「緑と文化の町」です。本町はこのようすばらしい自然・

歴史・文化を活かし、「田園文化が薫る交竜の郷」の実現を目指して、第4次竜王町総合計画に基づきまちづくりを進めてきました。そこでは、「まちづくりはひとつづくり」と提起し、特に学校・園教育と社会教育の両分野の推進において、広い視野と高い見識を備えた、将来のまちづくりを担う人材の育成に努めてきました。

今後、商業地域・工業地域および中心地の文化福祉的地域が整備され、多分野における進展が予想される竜王町においては、「未来に羽ばたく、夢と安らぎのあるまちづくり」に向けて、たくましいまちづくりが求められています。そこでは教育的機能がより一層発揮されて、社会の変化に対応でき、竜王町はもとより、広く日本、国際社会に貢献できるたくましいひとつづくりに努めていく必要があります。

竜王町教育委員会は、以上の教育理念およびまちづくりの理念に基づき、「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本方針とし、関係教育機関等との緊密な連携のもと、町民の理解と協力を得ながら、積極的に教育施策を推進していきたいと考えております。

次に、教育行政の基本方針であります「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を受けて、5つの重点目標と、その重点施策につきまして体系的にまとめたものが2ページであります。

続きまして、その重点目標・重点施策に関する説明を行います。

まず1つ目、生きる力をはぐくむ学校・園教育の推進についてです。

幼稚園では、早い時期から子どもたちに社会性を身につけさせるため、3歳児から保育を行い、徐々にその成果が現れてきています。今後は、さらに幼稚園教育全体の充実を図ると共に、家庭との連携を深めながら、幼稚園教育要領に基づき、遊びや体験を通して発達段階に応じた基本的な生活習慣や、豊かな感性と道徳性の芽生えを培うことを重視した教育を推進いたします。

小・中学校では、新学習指導要領への移行期であることを踏まえ、基礎・基本の着実な定着を図り、体験活動を重視した学習指導の充実により、自ら学び考え、意欲的に学習に取り組み、主体的に判断し行動できる「確かな学力」を育む教育を推進します。

また、学習の基礎となる読書の推進を図るため、読書環境の充実を進め、朝読書や読書活動を奨励推進し、豊かな創造性を育む読書指導の充実を図る中、町立図書館の効果的な活用に努めます。

そして、あらゆる教育活動（あらゆる教科指導）において、言語活動を意識的に組み入れた授業の改善についての指導を推進し、総合的な学習の時間の運営に

関しても工夫を行い、国際理解教育や情報教育をさらに充実させる中、基礎学力の向上と共にコミュニケーション能力の育成を図ります。

子どもたちの安全意識や生活習慣の確立については、発達に応じた集団との関わりを重視した中で進め、個々の子どもの「知りたい」「やってみたい」という知的欲求や行動意欲を引き出す指導を行い、家庭と一体となった方法により、その欲求や意欲を家庭での自主的な学習に結びつける指導を工夫します。

幼稚園から小学校へ、また、小学校から中学校への移行がスムーズに図れ、生活指導や学習指導の連続性が確保されたものとなるよう、幼・小・中の園児・児童・生徒や学校・園の教職員の情報交換や交流を積極的に行い、子どもたちが多くの人や物とかかわる中で「生きる力」を育む教育を推進します。

一方、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対しては、発達支援室との連携をさらに強め、校・園の体制を充実させ、子どもたちの個々の課題についての相談機能を高め、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに合わせ、個々の持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服させるため、適切な指導および支援が行えるよう努めます。

また、「食育」を推進するうえで、地産地消の考えに基づき、豊かな食材等を素材に、給食指導や家庭・関係機関との連携のもと、将来につながる正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付けさせる指導の工夫を図ります。

そして、「自らの命は自ら守る」を基本に、自然災害や交通事故、不審者に備えての安全教育の推進と安全意識の高揚に努め、ソフト・ハードの両面から学校・家庭・地域が連携し、安全で安心な学校・園づくりを推進できる環境整備の充実に努めます。

次に重点目標の2.「田園文化が薫る交竜の郷」の実現をめざす生涯学習の推進についてです。

今、少子高齢化社会にあって、本町においても生涯現役時代を見据えた町民個々の生涯学習を支援し、町民の生活の中に息づく芸術文化の質向上ならびに生涯スポーツの振興発展をめざすまちづくりの基盤となる生涯学習社会の構築が必要です。

そのため、学社協働の考えを大切にし、学校・園と家庭や地域社会、公民館・図書館・運動公園等の社会教育機関や施設および社会教育関係団体との連携をさらに強化し、それぞれの特性を生かした効果的な活動を推進します。

図書館においては、学びの拠点施設として、必要な資料の収集や保存の充実を

図ると共に、住民への情報提供を積極的に行います。また、平成19年度に策定した「子ども読書活動推進計画」に則り、さらに子どもたちが本に親しむ機会づくりをめざします。

公民館においては、社会教育の拠点とし、生涯学習の場として、また青少年の居場所・体験活動の場として、文化協会との連携を密にしながら公民館事業の充実を図ります。

また、施設の老朽化に伴い、将来のまちづくりのタウンセンターの中心機能を有する施設への転換を図り、新しいコミュニティセンターとして再生し、住民の心のよりどころ・活動拠点として機能させると共に、住民主体のまちづくり・地域づくりの視点から人材育成を推進します。

さらに、貴重な文化財や伝統文化が多くみられる本町では、その価値を守り、保存し後世に継承すべく文化財調査や資料整理等を実施します。そして、豊かな文化遺産による歴史学習や地域学習の場を通して情報発信を行う等、歴史や文化資源を活かしたまちづくりを推進します。

これらにより、町民が身近なものとして親しみを感じ、郷土を想う心の育成と町民の文化意識の向上を図ります。

続いて、重点目標の3. 人権尊重のまちづくりをめざす人権教育の推進についてです。

本町では、まちづくりの基本理念に「人権尊重」を掲げ、生涯学習社会づくりの中で、町民自らの人権意識の高揚とその確立に努め、生きがいのある充実した生活の実現をめざしています。

平成7年度に「竜王町人権尊重のまち宣言」を制定以来、「竜王町人権尊重のまちづくり条例」の制定や「人権教育のための国連10年竜王町行動計画」を策定しました。平成16年度には、「同和教育の深まりから人権教育への広がり」をめざして「竜王町人権教育・啓発基本方針」を改訂しました。

特に、「竜王町人権教育・啓発基本方針」では、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「外国人」「患者」「さまざまな人権問題」の8つの個別課題を設定し、それぞれについて、竜王町における現状と課題を明らかにしてきました。

これらの課題を町民自らの生き方にかかわる重要な問題として受け止め、人権尊重の精神が日常生活に具現化できるよう実践的態度を培う教育・啓発の推進に努めます。さらに、それぞれの取り組みの中で町民一人ひとりが広い視野に立ち、古い習慣やしきたり、偏見に基づいたものの見方・考え方から脱却し、「多文化共

生的」な考え方を重視した教育・啓発に取り組みます。

また、平成19年度実施しました「竜王町人権問題住民意識調査」の結果を踏まえ、平成20年度は調査の結果により学びました。今後も、さらに研修内容や手法の工夫に努めます。

これらの取り組みを一層充実させるため、竜王町人権教育推進協議会等、住民が主体となった団体との連携を強化します。そして、町民が人権を文化として考えられるような「人権文化」を構築することにより、健康で心がふれあい、生きる喜びやしあわせが実感でき、将来にわたり明るい展望をもって住みたくなる「住みよいまちづくり」の実現に努めます。そのため、学校教育では「いのちの大切さ」「人権尊重」を基盤に、発達段階に応じた生活習慣と規範意識の確立に努め、道徳性・社会性を身につけるための道徳教育の充実を図り、子どもたちに豊かな人間性を育成します。

そして、いじめ問題については、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識と「いじめはどの子にも起こり、どの学校にも起こり得る」という危機感を持ち、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止の取り組みを進めると共に、早期発見・早期対応に努めます。

次に、重点目標の4. 健康で心のかよう生涯スポーツ・レクリエーションの推進についてです。

学校教育では、健康と体力を保持増進し、進んでその能力を高め、運動に親しむ態度や習慣を身につけ、体を鍛えると共に、たくましく生きるための基礎となる食の教育を一層推進し、家庭や地域と連携する中で健康増進のための教育を展開します。

社会体育では、生涯スポーツの振興を図るため、平成19年度から地域振興事業団に一部事業委託を行っております。本年度においても体育振興協会との連携のもと、より一層の充実に努め町民の健康維持増進に努めます。

また、昨年度に全国スポーツ・レクリエーション祭が県内で開催されたことを契機に、フライングディスクやドッチビーの競技について、ドラゴンハット・県立希望ヶ丘文化公園などの施設の利活用により普及啓発を図ります。

最後に、重点目標の5. 子育て支援の充実と未来を支える青少年の健全育成について説明いたします。

社会情勢の変化により住民の連帯意識の希薄化や核家族化が進んでいますが、どんな時代にあっても、いかに生活様式が変わっても、家庭は団らんのある場であり

子育ての場であることに変わりなく、子どもが安心できる居場所づくりに努めなければなりません。親子の会話や家族とのふれあいを大切にし、年齢に応じたしつけを行い、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーを身につけた、心豊かでたくましい青少年の育成に努めます。

地域で子どもたちが過ごす時間が多くなった現在、地域の子どもたちは地域で守り育てることがますます重要になってきています。その方策として、青少年が地域の一員として活躍できる場の提供や活動の支援をすると共に、大人同士の学び合いや、家庭・学校・関係機関・団体が互いに連携・協力することで、教育力の向上を図っていきます。そして、子育て支援の輪を広め、青少年の育つ、より良い環境づくり等、地域全体での推進体制づくりに努めます。

また、子育て支援の視点から、竜王町立幼稚園における「預かり保育」を教育活動の一環としてとらえ、試行実施します。

今後もさらに、家庭・地域へ研修の場や適切な情報を提供し、青少年健全育成の輪を一層広めるよう住民への啓発を図っていきます。そして、明日の竜王を担う若者が安心してのびのび育ち、笑顔で暮らせる社会づくりに努めます。

以上、5つの重点目標と重点施策について説明いたしました。それぞれの具体的努力事項につきましては、7ページから11ページに一覧としてあげておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で平成21年度竜王町教育行政基本方針についての説明を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

**○議長（寺島健一）** 以上で、一般行政執行方針ならびに教育行政基本方針の表明を終結いたします。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |       |       |                                            |
|-------|-------|--------------------------------------------|
| 日程第 3 | 議第 3号 | 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例             |
| 日程第 4 | 議第 4号 | 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                |
| 日程第 5 | 議第 5号 | 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第 6 | 議第 6号 | 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |

|        |        |                                                                             |
|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 7  | 議第 7号  | 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例および竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8  | 議第 8号  | 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例                                                        |
| 日程第 9  | 議第 9号  | 竜王町学校給食センターの設置、管理および職員に関する条例の一部を改正する条例                                      |
| 日程第 10 | 議第 10号 | 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例                                                         |
| 日程第 11 | 議第 11号 | 竜王町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例                                                        |
| 日程第 12 | 議第 12号 | 竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例                                        |
| 日程第 13 | 議第 13号 | 竜王町企業誘致特別措置に関する条例の一部を改正する条例                                                 |
| 日程第 14 | 議第 14号 | 竜王町農村女性の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例                                           |
| 日程第 15 | 議第 15号 | 竜王町薬師地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例                                             |
| 日程第 16 | 議第 16号 | 平成20年度竜王町一般会計補正予算(第7号)                                                      |
| 日程第 17 | 議第 17号 | 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)                                        |
| 日程第 18 | 議第 18号 | 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)補正予算(第3号)                                        |
| 日程第 19 | 議第 19号 | 平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算(第4号)                                              |
| 日程第 20 | 議第 20号 | 平成20年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算(第2号)                                                |
| 日程第 21 | 議第 21号 | 平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第4号)                                                 |
| 日程第 22 | 議第 22号 | 平成20年度竜王町介護保険特別会計補正予算(第3号)                                                  |
| 日程第 23 | 議第 23号 | 平成20年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)                                               |
| 日程第 24 | 議第 24号 | 平成20年度竜王町水道事業会計補正予算(第4号)                                                    |
| 日程第 25 | 議第 25号 | 平成21年度竜王町一般会計予算                                                             |
| 日程第 26 | 議第 26号 | 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算                                               |

|        |         |                                     |
|--------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 27 | 議第 27 号 | 平成 21 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）<br>予算 |
| 日程第 28 | 議第 28 号 | 平成 21 年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算           |
| 日程第 29 | 議第 29 号 | 平成 21 年度竜王町学校給食事業特別会計予算             |
| 日程第 30 | 議第 30 号 | 平成 21 年度竜王町下水道事業特別会計予算              |
| 日程第 31 | 議第 31 号 | 平成 21 年度竜王町介護保険特別会計予算               |
| 日程第 32 | 議第 32 号 | 平成 21 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算            |
| 日程第 33 | 議第 33 号 | 平成 21 年度竜王町水道事業会計予算                 |

○議長（寺島健一） 日程第 3 議第 3 号から日程第 33 議第 33 号までの 31 議案一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第 3 号から議第 33 号までの 31 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。まず、議第 3 号から議第 15 号までの 13 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 3 号、竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成 20 年 8 月の人事院勧告を受けて一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律が平成 20 年 12 月 26 日に公布され、1 週間あたりの勤務時間を 40 時間から 38 時間 45 分に改正されました。

地方公務員法第 24 条第 5 項に、「勤務時間については、国および他の地方公共団体との間に均衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」と規定されているため、本町につきましても 1 週間あたりの勤務時間を 40 時間から 38 時間 45 分に改正することと、ならびに再任用短時間勤務職員の 1 週間の勤務時間を「16 時間から 32 時間まで」を「15 時間 30 分から 31 時間まで」に改めるものでございます。

また、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が平成 20 年 10 月 1 日に施行されたことにより、公庫の予算及び決算に関する法律が題名改正され、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律となったことから条例第 12 条第 1 項第 3 号中の公庫の予算及び決算に関する法律第 1 条に規定する「公庫」を、「沖縄振興開発金融公庫」に改めるものでございます。

次に議第 4 号、竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、竜王町職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例により、1週間の勤務時間を40時間から38時間45分に改正を行うことから、それに関連しまして、育児短時間勤務職員の1週間の勤務時間を「20時間、24時間または25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分および24時間35分」に改めるものでございます。

また、育児短時間勤務職員の時間外勤務手当について、勤務した日の勤務時間が8時間を超えた場合に支給しているものを、7時間45分を超えた場合に支給するよう改めるものでございます。

次に議第5号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、竜王町職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正する条例により、1週間の勤務時間を40時間から38時間45分に改正を行うことから、それに関連しまして、再任用短時間勤務職員の時間外手当については、「勤務した日の勤務時間数と正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間の合計が8時間を超えた場合に支給すること」と規定されていますが、この「8時間」を「7時間45分」に改めるものでございます。

また、管理職手当および管理職員特別勤務手当の支給対象職員を規定する表現を、「管理職員」と定める改正を併せて行うものでございます。

次に議第6号、竜王町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、この条例は、地方自治法第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものに対して支給する報酬および費用弁償に関して定めているものであり、報酬および費用弁償の額については、近隣の市町の状況やその職務の状況等を勘案し決定されております。今般、監査委員の報酬について増額改定をお願いするものでございます。

ご承知のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布されたことに伴い、従来の地方自治法に基づく監査業務に加えて、毎年度、健全化判断比率ならびに算定の基礎となる事実を記載した書類の審査をしていただくことになりました。このことにより、監査委員は、実質監査業務従事日数の増加のみならず、民法・金融商品取引法等のあらゆる会計に精通する専門的な知識がさらに求められることとなります。

このように監査業務の増嵩ならびに複雑高度化することから、識見を有する者のうちから選任される監査委員の報酬について、現行の月額25,500円を月額50,000円に、議会議員のうちから選任される監査委員の報酬について、月額18,400円を21,600円にそれぞれ増額するものでございます。

なお、その他の委員等の報酬、費用弁償については近隣、県下の状況等を調査、検討した結果、適正であると判断し、改定はいたしません。

次に議第7号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例および竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、去る2月23日に竜王町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、町長・副町長・教育長の報酬について諮問をし、同日付けで竜王町特別職報酬等審議会より答申を受けたところでございます。

まず、私が竜王町特別職報酬等審議会に諮問をいたしました経過からご説明申し上げます。昨年6月の町長就任から8ヶ月余りが経過し、今般、初めて新しい年度の予算編成に取り組ませていただいたところでありますが、就任以後、社会経済は急変し、100年に一度といわれる経済危機を迎えております。このことから、私自身が就任前から公約に掲げておりました、多額にのぼる町の借金（起債）を早期に返済し、健全な財政の姿に戻していくということが、見通しとして困難な状況になり、心を痛めているところでございます。

本来でありますと、町民皆様方との対話を重ね、大胆に歳出の抑制を図りつつ、未来に安心のもてる予算編成を行うべきであります。折りしも国では経済対策が打ち出され、雇用や購買意欲を復元するための施策が次々と発表され、不安の連鎖を断ち切るため大胆な財政出動がなされております。そのため、町においても国の方針を尊重し、交付税の不交付団体である本町においても、精一杯の予算組みを必要といたしましたので、起債額の縮減は、前年度比較において極めて少なくなっており、お約束を早期に果たせないことへの行政経営者としてのけじめが必要であると感じたところでございます。

そのようなことから、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例および竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正させていただき、条例に本則付則を新たに設け、給料月額のうち、町長の給料月額については100分の10に相当する額を、副町長の給料月額については100分の5に相当する額を、教育長については100分の5に相当する額を減じることといたしたいものでございます。

なお、過去の事例といたしまして、平成17年4月からは、起債償還が集中し予算編成にも大きな影響を及ぼし、起債の借り換えを余儀なくされるという事態から、町長の給与については74万5,000円から70万円に減額の見直しをされ、さらに付則により平成17年4月から平成20年3月までの3年間につき

まして、100分の4を減じられた事例がございます。

このことから、常に町のリーダーは町民の思いに深く根ざし、自ら先頭に立ってその姿を示していくことが重要であると認識しておりますと共に、町の条例を改正して定めを行うことへの責任も痛感し、特別職報酬等審議会の委員さんにこの思いを伝え、答申をいただいた中で、今般、条例の一部改正を提案させていただくものでございます。

この答申によりまして、まず第1条で、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部改正により、平成21年4月分から平成23年3月分までの2年間、町長および副町長の報酬の額を減額するため、町長は、条例に定める給料月額100分の10に相当する額を減じ、副町長は条例に定める給料月額100分の5に相当する額を減じることを付則に設ける改正を行うものでございます。

第2条では、竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正により、平成21年4月分から平成23年3月分までの2年間、教育長の報酬額を減額するため、給料月額100分の5に相当する額を減じることを付則に設ける改正を行うものでございます。

次に議第8号、竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、特定家庭用機器再商品化法附則第3条の規定により、中央環境審議会および産業構造審議会が家電リサイクル制度の施行状況の評価および検討を取りまとめられたことに伴い、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理および資源の有効な利用を一層推進するため、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令が平成20年12月5日に公布され、特定家庭用機器の追加が行われました。

これに関連して、この政令を引用しております竜王町手数料徴収条例の別表「特定家庭用機器再商品化法施行令に定める特定家庭用機器の収集運搬」の項において、「テレビブラウン管式」を「テレビジョン受信機ブラウン管式・液晶式・プラズマ式」に、「洗濯機」を「電気洗濯機および衣類乾燥機」に改めるものでございます。

次に議第9号 竜王町学校給食センターの設置、管理および職員に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学校給食法の一部を改正する法律が平成20年6月18日公布されたことにより、学校給食の目的が児童および生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童および生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校

給食および学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、学校給食の普及および学校における食育の推進を図るため、学校給食の目標、学校給食実施基準、学校給食衛生管理基準、学校給食を活用した食に関する指導の条項が整備されたことにより条ずれが生じますことから、一部改正を行うものでございます。

次に議第10号、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、今年度におきまして竜王町介護保険事業計画の見直しを含む竜王町高齢者保健福祉計画の改訂作業を行っているところでございます。

介護保険事業は、3年を1期として計画を定めることと介護保険法第117条に規定されていることから、今般、見直しを含め第4期の計画策定を行ったものでございます。

国においては、第4期の計画策定における目標設定は、第3期の計画において策定した目標設定に変更はないとしており、介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬の引き上げが主な内容となっております。

本町におきましても、これに基づき平成21年度から平成23年度の第4期における介護給付費の推計見直しを行い、介護保険料の算定について竜王町高齢者保健福祉計画策定委員会におきまして協議・検討いただいたところでございます。その結果、第4期における介護保険料を基準額で年額4万20円と決定させていただき、条例第9条に規定しております保険料率を各区分ごとにそれぞれ改正させていただくものでございます。

また、今回の介護報酬の引き上げによる介護保険料の上昇を抑制するため、国において介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されることとなりましたので、平成21年度および平成22年度における保険料率の特例として、付則にその規定を定めたものでございます。また、介護保険法の改正により高額医療・高額介護合算制度の創設および法の引用に条ずれが生じたので、あわせて改正するものでございます。

次に議第11号、竜王町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例につきましては、介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度介護報酬の改定が行われることに伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国の第2次補正予算において「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」が交付されることとなり、その受け皿として基金を設置するものでございます。

当該交付金につきましては、平成20年度中に交付され、これにより今年度中

に基金造成を行い、基金の取り崩しにより、介護保険料軽減のための財源や軽減に係る広報啓発の費用などに充てることとされております。

次に議第12号、竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年5月28日に介護保険法の一部が改正され、平成21年5月1日から施行されることとなりましたが、本条例の中で引用いたしております条項に条ずれが生じたので、改正するものでございます。

改正の内容につきましては、条例第1条中、「第115条の20第1項」を「第115条の22第1項」に改め、第11条中、「法第115条の21第3項」を「法第115条の23第3項」に改めるものでございます。

次に議第13号、竜王町企業誘致特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年10月31日に統計法の施行期日を定める政令が公布され、この政令の付則により、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令が廃止されますことから、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令を引用しております企業誘致特別措置に関する条例第2条の根拠法令を、統計法に改めるものでございます。

次に議第14号、竜王町農村女性の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の採択を受け内装改修工事を行ったことにより、1階が共同学習室と農産加工実習室をあわせて農産加工実習室となり、2階が第1研修室と第2研修室をあわせて研修室となりますことから、改正を行うものでございます。

次に議第15号、竜王町薬師地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例につきましては、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、都市計画法第12条の4第1項の規定により定めた地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、地区計画の区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的としております。

この都市計画法第12条の4第1項の規定により定めた地区計画は、従来の都市計画が都市計画区域全体を見て定められていたのに対し、地区単位をまちづくりの区域として設定し、地区内に制限を加えて形態の制限を行い、道路・公園等の地区施設を配置して、地区レベルの細かな計画を策定することとしております。

本年2月18日に当該薬師地区が市街化区域の近隣商業地域に都市計画決定されたことから、建築物の用途の混在化を防止した良好な近隣商業地区を形成す

るために、条例制定をお願いするものでございます。

条例の主な内容につきましてご説明申し上げます。第1条では条例の目的を、第2条では用語の定義を、第3条では適用区域を規定し、薬師地区において地区整備計画が定められている区域に適用いたします。

第4条では建築物等の用途の制限を規定しており、第5条では建築物の敷地が地区整備区域内の内外にわたる場合の措置を規定しており、第6条では罰則について規定し、条例第4条の規定に違反した建築物の建築主・所有者等に50万円以下の罰金を処するとしております。

第7条では両罰規定を定めております。なお、罰則規定につきましては、大津地方検察庁と協議した結果、適正であるとの回答をいただいております。

以上、議第3号から議第15号までの13議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第10号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 松瀬福祉課長。

**○福祉課長（松瀬徳之助）** ただいま町長より、議第10号竜王町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げたところでありますが、その詳細につきましてご説明申し上げます。お手元の議案書9ページならびに12ページの改正条例の新旧対照表によりましてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の改正につきましては、町長の説明にもありましたように、第4期の介護保険事業計画の策定にあたり、国における介護報酬の引き上げ、および介護給付費の推計見直しによる介護保険料の引き上げによる保険料率の改正ならびに介護保険法の改正により高額医療・高額介護合算制度の創設および条例の中で引用いたしております条にずれが生じてまいりましたので、あわせて改正するものでございます。

第7条の改正につきましては、介護保険法の改正による高額医療・高額介護合算制度の創設により、保険給付費として第2項第11号の次に「高額医療合算介護サービス費の支給」を、第3項第9号の次に「高額医療合算介護予防サービス費の支給」を、それぞれ追加するものでございます。

第8条の改正につきましては、介護保険法の改正による条ずれにより、同条第1項中「法第115条の38第1項」を「法第115条の44第1項」に改め、

同条第2項中「法第115条の38第2項」を「法第115条の44第2項」に改めるものでございます。

第9条の改正につきましては、今回の竜王町介護保険事業計画の見直し策定による平成21年度から平成23年度までの第4期の介護保険料の所得段階ごとの保険料率を改正するものでございます。

介護保険料の算定にあたりましては、介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬の引き上げ、第4期の期間における介護給付費の推計見直し、介護保険給付費準備基金の取り崩し補てんによる保険料上昇の抑制を考慮し、竜王町高齢者保健福祉計画策定委員会において協議・検討をいただき、所得の段階に応じて基準となる保険料段階4段階（住民税課税世帯で本人は住民税非課税の方）の基準額を、年額4万200円に決定させていただいたものでございます。

これは月額にしますと3,335円で、第3期の月額保険料3,119円と比較しますと216円、率にしますと6.9%の引き上げとなるものでございます。

これらのことにより、第9条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第1号および第2号中の保険料率「1万8,714円」を「2万100円」に改め、以下同様に第3号中「2万8,071円」を「3万150円」に、第4号中「3万7,428円」を「4万200円」に、第5号中「4万6,785円」を「5万250円」に、第6号中「5万6,142円」を「6万300円」に改めるものでございます。

また、今回の改正では、近年の介護サービスを取り巻く状況として、介護従事者の離職率が高く、事業者の人材確保が困難であるという実態が明らかになり、昨年の通常国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が成立しました。

こうした状況を踏まえ、10月に政府・与党において「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策」として平成21年度介護報酬改定率をプラス3%とすることが決定されました。

この緊急特別対策を受けて、介護報酬の改定に伴う平成21年度および平成22年度の介護保険料の上昇分を抑制するため必要な経費を、「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」として交付されることになりました。平成21年度は介護報酬改定に伴う保険料基準額の上昇分の全額、平成22年度は2分の1が平成20年度に交付されるものです。

竜王町におきましては、平成21年度分として月額97円、平成22年度分と

して月額48円相当額が、各年度の被保険者数に応じて交付されます。したがって、平成21年度および平成22年度は第9条で定めました保険料率から各年度の臨時特例交付金による補てん額を差し引いた額を、当該年度の保険料率とする特例を付則に定めさせていただくものでございます。各年度の所得段階ごとの年額の保険料率は、条例改正案のとおりでございます。

この条例の施行につきましては、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用するものでございます。ただし、第9条の改正規定につきましては平成21年4月1日から、第8条の改正規定につきましては平成21年5月1日からの施行となっております。

以上、議第10号、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで2時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時45分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 次に、議第16号から議第24号までの平成20年度補正予算9議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第16号、平成20年度竜王町一般会計補正予算（第7号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第6号）までの予算額が56億100万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ3億9,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億円といたしたいものでございます。

今回の補正予算につきましては、年度末を迎え、各事業費・事業量の確定ならびに節減に努めてまいりました結果、国・県負担金や補助金などの歳入ならびに歳出予算の調整をさせていただくものや、国の二次補正予算によって財政措置されました定額給付金事業や子育て応援特別手当事業の実施にかかる増額、平成15年度から行っておりました地域福祉基金ならびに土地開発基金からの基金の繰替運用を終了したことにより当該基金へ返済するための繰出金の増額などがございます。

また、個人町民税・固定資産税等の歳入の増により、財政調整基金への積み立

てを行い、財政状況の大変厳しい折でございますので、翌年度以降へ財源留保に努めるものでございます。

さらに、年度末を迎え各事業の進捗状況を見ますと、一部の事業におきまして遅延いたしておりますものが見受けられますことにより、翌年度に繰り越して執行させていただきたく、繰越明許費の措置をお願いすることとあわせまして、地方債の変更につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に議第17号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの予算額が9億1,344万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ7,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,504万円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出では決算見込みにより、保険給付費の一般被保険者療養給付費が3,500万円の増額と退職被保険者等療養給付費が700万円の減額、一般被保険者高額療養費が1,080万円、退職被保険者等高額療養費が450万円、出産育児一時金が222万円のそれぞれ増額、額の確定により共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金が291万1,000円、保険財政共同安定化事業拠出金が184万1,000円のそれぞれ減額、決算見込みにより、保険事業費の特定健康診査等事業費が73万円の減額、基金積立金について財政調整基金積立金が1,999万3,000円の増額、平成19年度退職者医療交付金の確定により返還金として、諸支出金の償還金が1,235万3,000円の増額でございます。

歳入では、決算見込みにより、一般被保険者国民健康保険税が1,370万円の減額、額の確定により国庫支出金の療養給付費負担金が1,157万1,000円、財政調整交付金が239万8,000円のそれぞれ増額、療養給付費等交付金が2,602万5,000円の増額、前期高齢者交付金が304万1,000円の増額、共同事業交付金の額が確定したことにより、共同事業交付金が1,745万1,000円の減額と保険財政共同安定化事業交付金が2,330万3,000円の増額、一般会計繰入金につきましては、決算見込みにより保険基盤安定繰入金が211万4,000円の減額、出産育児一時金繰入金が148万円と財政安定化支援事業繰入金が77万6,000円のそれぞれ増額、その他繰越金が3,818万8,000円の増額でございます。

次に議第18号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）

補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの予算額が、医科8,990万円、歯科5,850万円でございます。今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ医科568万円を追加し、総額から歯科15万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ医科9,558万円、歯科5,835万円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしまして、医科につきましては、歳入では診療収入・財産収入の減額、財政調整基金からの繰入金の減額を行い、前年度繰越金を増額いたしたいものでございます。

歳出では、主に決算見込みにより、医薬品衛生材料費に不足が見込まれることから医薬材料費の増額のほか、財政調整基金積立金を増額いたしたいものでございます。

歯科につきましては、歳入では診療収入の精査の結果、後期高齢者診療報酬収入等の減額、前年度繰越金と雑入を増額したいものでございます。

歳出では、総務費施設管理費の減額、財政調整基金積立金の減額をいたしたいものでございます。

次に議第19号、平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの予算額が1億6,196万6,000円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ3,930万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,266万6,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出では、医療給付費・医療費支給費について精査いたしまして、医療諸費を最終調整させていただいたものでございます。これに伴い、歳入につきましても医療の負担割合で精査し、支払基金交付金・国庫支出金・県支出金・一般会計繰入金をそれぞれ減額させていただくものでございます。

次に議第20号、平成20年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの予算額が5,800万円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ129万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,670万4,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入では、生徒人数の見込みの調整等によります給食費負担金の減額と繰越金の増額でございます。これに伴い、歳出

についても給食事業費を減額いたしたいものでございます。

次に議第21号、平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの予算額が10億5,458万8,000円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ841万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,617万4,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成20年度の執行調整等によるもので、使用料収入の減額、各種負担金等の減額、事業費精査によります組み替えおよび執行残によります減額等でございます。

さらに、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、特定環境保全公共下水道事業について7,465万2,000円の繰越明許をお願いするものでございます。これにつきましては、薬師地区の幹線工事施工にあたって、国道477号拡幅工事との調整等に不測の日数を要するためでございます。

また、執行調整によります地方債の変更につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に議第22号、平成20年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの予算額が5億4,296万9,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ851万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,148万2,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出では、決算見込みにより居宅介護サービス給付費・施設介護サービス給付費・地域密着型介護サービス給付費の増額、ならびに年度末を迎えて各予算額の最終調整をさせていただくものでございます。

歳入につきましては、決算見込みにより介護保険料が229万7,000円の減額、額の決定により国・県支払基金において交付金や負担金の減額や一般会計繰入金・繰越金の増額などがございます。

次に議第23号、平成20年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの予算額が9,399万3,000円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ2,416万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,983

万3,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入では、後期高齢者保険料について、後期高齢者被保険者数が予想したより増加しなかったことや低所得者層への保険料の軽減制度の見直し等もあり、これらを精査し最終調整をさせていただき2,800万円の減額、繰入金では、事務費繰入金が88万6,000円の減額、保険基盤安定繰入金が463万8,000円の増額などがございます。

歳出では、総務費の一般管理費で49万円、徴収費で30万9,000円のそれぞれ減額、後期高齢者医療広域連合納付金が2,336万1,000円の減額でございます。

次に議第24号、平成20年度竜王町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、平成20年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的収入および支出の既決予定額は、それぞれ3億395万6,000円でございます。今回、既決予定額からそれぞれ560万円を減額し、収益的収入および支出をそれぞれ2億9,835万6,000円に、また、第4条で定めました資本的収入の既決予定額8,120万円から4,550万円を減額し、資本的収入3,570万円に、資本的支出の既決予定額1億3,471万3,000円から4,730万円を減額し、資本的支出8,741万3,000円にさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的収入で給水収益といたしまして水道使用料560万円の減額、収益的支出で総係費といたしまして職員研修に伴います旅費19万円の減額、研修費36万円の減額、減価償却費といたしまして有形固定資産減価償却費560万円の減額、資産減耗費といたしまして鉛使用メーター処分に伴います棚卸資産減耗費25万円の増額、消費税といたしまして消費税および地方消費税に伴います消費税30万円の増額、資本的収入で企業債といたしまして薬師配水池送水管布設に伴います企業債4,550万円の減額、資本的支出で改良事業費といたしまして薬師配水池送水管布設に伴います委託料180万円、工事請負費4,550万円の減額であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたしますので、第4条括弧書きで定めております補てん財源につきましても改正させていただくものでございます。

以上、議第16号から議第24号までの9議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第16号および議第21号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜りご承認をいた

できますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（寺島健一） 赤佐総務課長。

○総務課長（赤佐九彦） ただいま、町長から平成20年度竜王町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容についてお手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

まず歳入予算では、町税につきましては、個人町民税が6,200万円の増額、法人町民税が4,500万円の減額、固定資産税が9,400万円の増額でございます。

交付金につきましては、地方消費税交付金が3,750万円、ゴルフ場利用税交付金が400万円、自動車取得税交付金が1,000万円のそれぞれ増額、地方交付税特別交付税につきましては、1,000万円の増額、国・県支出金につきましては、決算見込により、保育所運営費国庫負担金が614万5,000円の減額、介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、介護従事者の処遇改善を図るため平成21年度介護報酬の改定が行われたことに伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するため国の第2次補正予算において新たに交付されることとなったもので、491万3,000円の増額、次に、次世代育成支援対策交付金が決算見込みにより214万5,000円の増額、定額給付金事業費国庫補助金ならびに子育て応援特別手当事業費国庫補助金につきましては、国の第2次補正予算において新たに交付されることとなったもので、子育て応援特別手当事業費国庫補助金が835万3,000円、定額給付金事業費国庫補助金が2億1,640万円のそれぞれ増額、また、決算見込により後期高齢者医療保険基盤安定県負担金が347万9,000円の増額、県の事業採択により西川自治会の公民館建設用地取得事業にかかる自治会館等整備事業県補助金が85万4,000円の増額、決算見込により農村総合整備事業県補助金が872万7,000円の減額、その他といたしまして、土地売払収入が462万3,000円の増額、平成19年度からの繰越金が1,793万3,000円の増額、決算見込により福祉医療高額療養戻入が350万円の減額、額の確定により市町村振興協会市町村交付金が1,276万3,000円の増額と高速自動車国道救急業務支弁金が273万8,000円の減額、執行調整により埋蔵文化財発掘調査費が716万3,000円の減額などとなっております。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、執行見込みにより臨時職員賃金が384万8,000円の減額、国の生活者の暮らしの安心のための家計緊急支

援対策として定額給付金事業費が2億1,640万円の増額、地元用地補償費が462万3,000円の増額、県の補助事業の採択により西川自治会の公民館建設用地取得にかかる自治会館等整備事業補助金が170万8,000円の増額、事業費の確定により、コミュニティバス運行委託補助金が337万7,000円の減額、額の確定により住民税年金特徴税基幹システム改修委託料が395万円の減額、決算見込みにより町税過年度過納還付金が600万円の減額、額の確定により町長選挙費が169万4,000円と農業委員選挙費が464万4,000円のそれぞれ減額、決算見込みにより自立支援給付費が200万円、介護予防拠点施設整備事業費が1,867万7,000円、老人保健医療特別会計繰出金が312万1,000円、福祉医療扶助費が374万9,000円のそれぞれ減額と後期高齢者医療特別会計繰出金が375万2,000円の増額、国の生活安心確保対策として子育て応援特別手当事業費が835万3,000円の増額、決算見込みにより保育所運営費が703万7,000円の減額、額の確定により被用者児童手当等の扶助費について241万円の減額、決算見込みにより農村総合整備事業（広域圏域型）が1,583万円の減額、町内の開発事業の進展に伴いまして、道路交通体系とその基盤整備のあり方を調査・検討するために、道路交通体系基盤整備調査業務委託料が300万円の増額、道路新設改良事業測量設計業務委託料が400万円、高速自動車国道救急業務支弁金が273万8,000円のそれぞれ減額、該当事業がなかったことによる埋蔵文化財発掘調査受託事業が679万2,000円の減額、予算調整による剰余金と合わせ町税等の増額分を積み立てることにより財政調整基金積立金が1億円の増額と、平成15年度から行ってまいりました土地開発基金ならびに地域福祉基金からの繰替運用を終了することに伴う精算として土地開発基金繰出金が8,605万6,000円と地域福祉基金繰出金が1億2,050万9,000円のそれぞれ増額、平成21年度介護報酬の改定が行われたことに伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するため国の第2次補正予算において新たに交付されることになりました国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金を介護従事者処遇改善臨時特例基金に積み立てるため介護従事者処遇改善臨時特例基金費積立金491万3,000円の増額、執行見込みにより人件費が1,033万3,000円の減額などがございます。

次に、第2表繰越明許費でございますが、平成20年度中に事業執行を予定いたしておりましたものの、一部の事業におきまして事業の執行に調整を要したこと、ならびに国の緊急経済対策に急遽対応することにより年度内執行が困難とな

り、平成21年度に繰り越して事業執行をいたすものでございます。

したがって、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、定額給付金事業が2億1,640万円、町勢要覧編集業務にかかります広報りゅうおう発行事業が287万7,000円、介護予防拠点整備事業が5,070万円、子育て応援特別手当事業が835万3,000円、地域産業研修センター屋根補修事業が450万円、道路交通体系基盤整備調査事業が300万円、まちづくり交付金事業にかかる道路新設改良事業が77万2,000円、公民館コンバージョン、武道交流会館建築および町道道路改良にかかるまちづくり交付金事業が3億2,788万6,000円、公民館コンバージョン事業が168万円、まちづくり交付金事業にかかる社会体育施設建築事業が313万円について、繰越明許措置をお願いするものでございます。

また、地方債補正としまして、事業費が確定したことにより農村運動広場整備事業債の減額について、限度額の補正をお願いするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議第16号、平成20年度竜王町一般会計補正予算（第7号）の概要を申し上げ説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 引き続きまして、議第21号、平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。一般会計および特別会計の歳入歳出補正予算に関する説明書77ページからの下水道事業特別会計補正予算（第4号）の事項別明細書によりまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入の関係で主な項目についてご説明申し上げます。78ページの使用料について、大口事業所等の排水量激減に伴い、1,356万9,000円の減額をさせていただくものでございます。

次に、繰越金でございますが、使用料収入減少に伴い350万円の増額、町債については、県事業の増によります琵琶湖流域下水道事業債200万円の増額をさせていただくものでございます。

次に、歳出の関係で主な項目についてご説明申し上げます。79ページ農業集落排水の施設管理費につきましては、マンホールポンプ警報装置において、試用期間内で対応できたため、電話代18万8,000円の減額、事業精査によります委託料8万4,000円の減額補正を行うものでございます。

公共下水道事業費の一般管理費につきましては、3年以内に水洗便所へ改造さ

れた場合の奨励金45万円の減額、消費税および地方消費税の納税額の確定に伴い、公課費104万5,000円の減額でございます。

次に、施設管理費としましては、執行残によります修繕費58万8,000円の減額、事業精査によります委託料66万3,000円の減額でございます。

次に、管渠築造費といたしましては、公共下水道測量試験業務委託料の入札執行残によります委託料352万円の減額、工事費の入札執行残等によります821万9,000円の減額、琵琶湖流域下水道事業負担金の確定によります198万9,000円の増額、水道移転補償費452万1,000円の増額でございます。

次に、公債費といたしましては、増減補正はございませんが、大口事業所等の排水量激減に伴う使用料収入減少にかかる一般会計からの繰入金増とします財源内訳の変更を行うものでございます。

次に、議案書の46ページ、第2表の繰越明許費の関係でございますが、特定環境保全公共下水道事業の2億1,969万6,000円のうち7,465万2,000円を繰越明許としてお願いするもので、内容といたしましては、薬師地区および岡屋地区の幹線工事等の繰り越しで、薬師地区での国道477号拡幅工事における工事調整および岡屋地区での一級河川の占用協議等に不測の日数を要するためでございます。なお、執行完了予定といたしましては、8月末の予定をいたしております。

次に、議案書の47ページ、第3表の地方債の関係でございますが、地方債の限度額を、流域下水道事業で200万円を増額し1億1,950万円とさせていただくものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第21号、竜王町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の内容説明とさせていただきます。

**○議長(寺島健一)** 竹山町長。

**○町長(竹山秀雄)** 次に、議第25号から議第33号までの平成21年度予算9議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第25号、平成21年度竜王町一般会計予算につきましては、一般会計予算の総額は、歳入歳出総額それぞれ48億9,700万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、総額で2,300万円の減、率にして0.5%の減となるものでございます。

本年度予算にかかります基本的な考え等は行政執行方針のとおりでございますが、新規事業など主な内容につきまして政策の大綱別に申し上げますと、「安

心して暮らせる舞台づくり」といたしましては、ライフラインと消防防災体制の強化が重要であると考えており、本年度は町内の橋梁点検調査の作業を進めると共に、消防防災体制の整備については、消防ポンプ自動車2台と小型動力ポンプ4台の更新を行いたいと考えております。あわせて、県道綾戸東川線の道路照明灯の設置を行いたいと考えております。

「快適でうるおいのある生活環境づくり」といたしましては、平成20年度より進めてまいりましたまちづくり交付金事業として、引き続き町道西通り線歩道拡幅事業や町道小口八重谷線道拡幅事業について予算計上しております。町道鏡七里線歩道改修工事についても、前年度に引き続いて事業を実施したいと考えております。

地域が主体となってお取り組みいただく事業として、自ら考え自ら行うまちづくり事業がございますが、第6次の事業として、従前からの地域の基盤整備にかかります助成のほか、自治会の創意工夫を活かしたさまざまな公共サービスの取り組みに対し、新たに助成を行いたいと考えております。

その他、ごみ減量化推進事業として、自治会単位でごみ減量化を積極的に進めていただけるよう、ごみ減量化チャレンジ優良地区報奨金制度を設け、町民皆さんがゴミ減量化の意識を高めていただきたいと考えています。

「活力と交流を生むたくましい産業づくり」といたしましては、私がかねてより提唱しております「土産土法のまちづくり」をいよいよ事業として進めてまいります。

土産土法ビジネスサポート事業は、特産品産地育成事業等にかかる報奨費のほかに、直接、生産等に係わっていただける方の研修等を含め、その調査研究費を新たに計上するものでございます。

まちづくりの主体は、住民皆さままでございます。「土産土法」の研修・研究のほかに、新たに「まちづくり見聞特派員レポート事業」を実施いたします。本町が直面する地域づくりやまちづくりの課題に対しまして、広く住民のみなさまに町外の先進事例を見聞いただき、町の今後の政策形成にご提言いただきたいと考えております。竜王町の基幹産業であります農業についても、厳しい情勢ではありますが、先に申し上げました農地・水・環境保全向上対策事業の実践の中で、安心して安全な農産物をつくる環境こだわり農業を推進いたしたいと考えており、集落ぐるみ産地育成対策事業補助など集落営農の推進や産業として経営の成り立つ農政の推進、条件整備を図ってまいります。

また、アグリパーク竜王をはじめとする山之上農林公園施設につきましては、年々利用者数が増加しており、狭小となりました公衆トイレの建設工事を実施いたします。

「いきいき暮らせる健康・福祉づくり」といたしましては、子どもから高齢者・障害者に至るまでが健やかに暮らせるよう各事業を充実しながら取り組んでまいります。

障害者福祉対策につきましては、「障害者の方が地域で暮らし続けられる環境づくり」を進めるため、社会福祉法人が建設いたしますグループホームの整備に対して障害者施設等整備費補助金を計上しております。

高齢者対策につきましては、団塊の世代の方々が定年退職を迎えられ、地域での仲間づくりや、そして生きがいをもって地域で活躍していただくために、退職シニア地域デビュー支援事業を実施いたします。

福祉医療費の助成につきましては、前年度と同様に乳幼児医療費の無料化と中学生までの入院費の無料化を引き続き実施いたします。

児童福祉対策につきましては、「親子ひろば」では保健センターを主たる拠点として週4日開所し、情報交換できる居場所づくりを進めるものでございます。保健師や保育士等の配置を充実させ、相談に応じ、情報提供できる体制を整え、このことにより、経験の浅い親御さんの子育てに対する不安感の解消に努めてまいります。なお、本年度より新たに高齢者との交流や親の子育て力の向上を図るための講習会を開催するなど事業の拡充を図ります。

さらには、安心して子どもを産み育てていただけるよう出産祝金や地域での子育て支援、まつぼっくり児童クラブや西っ子児童クラブへの委託など町ぐるみの子育てを支援してまいります。

胎児や母親の健康状態を診断する妊婦健診については、本年度も事業の拡充を図り、28回分の助成券を配付し、妊婦の健診費用の負担軽減を行ってまいります。

また、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、幼稚園での「預かり保育」について検討を重ね、地域の実態に適した構想を練ってまいりましたが、本年度より子育て支援の観点から新たに試行的預かり保育事業を実施いたします。

「新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり」といたしましては、竜王町の将来にとって大きな財産であります子どもたちの育成に努めます。

友好都市でありますスーセーマリー市へ中学生の交流派遣を行い、あわせてド

ラゴンサミットを通じて、これまで培ってまいりました交流の輪を子どもたちへ引継ぎ、今年度は北海道雨竜町の小学生を受入し国内外との交流の輪を広げてまいります。

情報化社会の中では、子どもたちもパソコンを有効に活用して学習を深めていくことは大切であることから、前年度更新いたしました竜王小学校・竜王西小学校・竜王中学校のコンピュータリース費を計上するほか、竜王小学校・竜王西小学校のコンピュータ校内LAN工事を計画しています。

「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」といたしましては、文化財保護の取り組みといたしまして、大規模開発に伴います埋蔵文化財発掘調査を実施し、その記録保存に努めます。あわせて、文化財に親しむ機会として企画展や公開講座なども実施し、広く啓発をしてまいります。

「行財政改革をすすめる揺るぎない町づくり」につきましては、住民みなさんと共に協働しながら、自律する竜王町をつくっていかなくてはなりません。

第5次総合計画は平成23年度から平成32年度までの10年間のまちづくりの計画で、竜王町の将来を見据えたまちづくりの指針となるものです。この計画は平成22年度を目途として策定することとしており、本年度から住民意識調査を実施し、仮称まちづくりチャレンジ88委員会においても議論を深めていただくなど住民みなさまの声を反映した計画づくりを進めてまいります。あわせて、地方分権が進展する中で、人事考課制度の導入を積極的に図り、行政改革集中改革プランに基づき、行政経営改革に取り組んでまいります。

以上が一般会計に予算計上いたしました重点的な取り組み施策でございますが、国のさらなる行財政改革と地方分権改革の推進など、地方を取り巻く環境は刻一刻大きく変化をしております。住民皆さまのためのまちづくりに議員各位の格別のご理解とご協力を賜りながら、鋭意取り組んでまいりたいと存じております。

次に議第26号、平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,600万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと額で1,100万円の増、率にして1.3%の増となるものでございます。

歳出の保険給付費では、前年度と比較しますと2,418万円の増額で、率にして4.3%の増となり、増加しております医療費を勘案したものでございます。

老人保健拠出金につきましては、後期高齢者医療制度の施行により後期高齢者支援金等にかわったことから、2,544万5,000円の減となりました。

介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金への納付金で、674万7,000円の増となりました。これは、全国の介護報酬の増加によるものがあります。

保健事業費の特定健康診査につきましては、平成20年度より保険者の責務として実施いたしておりますが、受診率向上に努めると共に国保の若年健康診査も実施することから、303万7,000円の増となりました。

歳出に見合います歳入といたしましては、医療費の増嵩や後期高齢者支援金が新たに必要となり、会計運営上、平成20年度に税率改正を行ってまいりましたが、税額の急激な引き上げを避けるため、平成20年度分について、激変緩和措置としてその一部を一般会計からの繰り入れを行いながら、保険税率について2年間で改正をさせていただきました。また、国庫支出金・県支出金・療養給付費等交付金からのルール分の繰り入れ等につきましても、適正な事務処理により運営をしてまいります。

次に議第27号、平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、医科8,600万円、歯科5,500万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと、医科では400万円の増額で、率にしますと4.9%の増となるものでございます。歯科では200万円の減額で、率にしますと3.5%の減となるものでございます。

医科および歯科におきましては、今後とも地域医療の拠点として、診療を中心として疾病の早期発見・早期予防、保健事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に議第28号、平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ700万円と定めたものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと1億2,800万円の減額で、率にしますと94.8%の減でございます。

老人保健医療制度が平成20年3月末日で終了いたしました。月遅れ請求や過誤・返戻等の請求があることから、医療給付費等を計上するものでございます。これに伴いまして、歳入予算につきまして、支出が減少することによる交付金や国・県支出金のルール分の減でございます。

次に議第29号、平成21年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,200万円と定めるものでござ

います。前年度当初予算と比較いたしますと500万円の増額で、率にして8.8%の増となるものでございます。

歳入といたしましては、給食負担金が6,198万6,000円、繰越金が1万円、諸収入として預金利子と消費税還付金で4,000円を計上いたしております。

次に議第30号、平成21年度竜王町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,400万円と定めたいものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと3億2,700万円、率にして31.1%の減となるものでございます。

農業集落排水事業につきましては、2地区2処理施設のさらなる効率的な維持管理と事業運営に努めてまいりたいと考えております。一方、公共下水道事業につきましては、面整備の完了いたしました地区ごとに供用開始を行い、施設の維持管理に努めているところでございますが、平成21年度につきましても、さらに工事の完了した地区の供用開始を行い、皆様方のご理解、ご協力をいただきまして、水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度の下水道管渠築造費は1億4,330万9,000円を計上いたしまして、工事等を実施したいと考えております。今後も下水道建設の推進に努力いたしまして、1日も早く全町下水道整備が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に議第31号、平成21年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,900万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと800万円の増額で、率にいたしますと1.5%の増となるものでございます。

増加の主な理由は、保険給付費が700万円の増、地域支援事業費が151万4,000円の増によるものでございます。

歳出の主なものは、総務費が916万2,000円で、その内訳は、介護保険料の賦課徴収費が105万円、介護認定審査会共同設置負担金や認定審査にかかる主治医意見書作成手数料などの介護認定審査会費が670万3,000円など、保険給付費が5億450万円で、その内訳は要介護認定を受けられた方々の居宅サービスや施設サービスにかかる介護サービス等諸費が4億5,110万円、要支援認定を受けられた方々の介護予防サービスにかかる介護予防サービス等諸費が3,125万円、住民税非課税等の低所得者の方の施設利用に対する補足的

給付としての特定入所者介護サービス等費が1,405万円などがございます。

また、要介護状態等となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う地域支援事業費が2,401万2,000円で、その内訳は、要支援や要介護になる恐れの高い特定高齢者や一般高齢者を対象とした介護予防事業費が981万円、介護予防マネジメント・総合相談・権利擁護事業や地域包括支援センターの運営などの包括的支援事業費や、配食サービス等の任意事業費が1,420万2,000円などがございます。

歳入につきましては、介護保険料が平成20年度実績見込や保険料引き上げを考慮し9,869万3,000円、前年度に比べ384万4,000円の増額と見込んでおります。その他、国庫支出金・支払基金交付金・県支出金・繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費の費用負担のルールに基づき収入額を見込んでおります。

今後とも、今日までの制度の利用状況、町民のニーズの動向等を勘案する中で、介護保険制度を持続可能なものとするため、健全な財政運営を行い、適正な介護サービスが受けられるよう、また、本人の残存能力を生かしながら、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりをめざし、平成20年度に改訂いたしました高齢者保健福祉計画に基づき、保健・福祉・介護予防事業に取り組んでまいりたいと思っております。

次に議第32号、平成21年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7,900万円と定めたいものでございます。前年度当初予算と比較しますと、額で1,200万円の減、率にして13.2%の減となるものでございます。

歳入の内容につきましては、後期高齢者の被保険者が納めていただく保険料が5,851万9,000円で、前年度に比べ1,775万2,000円の減額となっております。使用料及び手数料が2,000円、町のルール分の負担金として一般会計からの繰入金が2,046万3,000円で、前年度に比べ574万円の増額、そして繰越金1,000円、諸収入が1万5,000円となっております。

歳出の内容につきましては、総務費は271万4,000円で前年度に比べ25万6,000円の減額となっており、後期高齢者医療システムソフト保守料等の一般管理費や保険料徴収事務にかかる事務費でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は7,627万5,000円で、前年度に比べ1,175万円5,000円の減、率にして13.4%の減となっております。これは、

後期高齢者の被保険者が納められました保険料等を滋賀県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

次に議第33号、平成21年度竜王町水道事業会計予算につきましては、収益的収入および支出の予定額を3億円、資本的収入の予定額を4億5,680万円、資本的支出の予定額を5億1,313万1,000円と定めたいものでございます。

水道事業につきましては、経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め、さらに公営企業としての経済性を発揮すると共に、施設の改良を進め、安全で安心な水道水の供給ができるよう一層の努力をいたすものでございます。

以上、議第25号から議第33号までの平成21年度予算9議案につきましてご説明を申し上げたところでございますが、竜王町学校給食事業特別会計ならびに竜王町後期高齢者医療特別会計以外の各会計の詳細につきまして、順次各担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで16時まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時00分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

赤佐総務課長。

○総務課長（赤佐九彦） ただいま町長より議第25号、平成21年度竜王町一般会計予算について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元に配付いたしております平成21年度予算の特色等の資料に基づきご説明申し上げます。

まず、歳入予算の状況でございますが、町税が32億6,126万円で、前年度に比べて、額にして2億6,300万円、率にして7.5%の減となっております。これは、急激な景気悪化により法人町民税が前年度に比べて、額にして2億7,000万円、率にして43.5%の減によるものです。

一方、地方消費税交付金については、総務省推計値から1億4,300万円と、前年度に比べ4,700万円、率にして49.0%の増となっております。

地方特例交付金につきましては、税源委譲に伴う住民税からの住宅ローン控除の実施に伴う減収補てんのための減収補てん特例交付金のほかに、平成21年度税制改正による自動車取得税交付金の一部を補てんするため、減収補てん特例交

付金が創設され1,900万円となっており、前年度比400万円、率にして26.7%の増となっています。

地方交付税につきましては、国の生活防衛のための緊急対策による地方交付税の増額、税収の大幅な減収を補てんする措置や格差是正のための地域再生対策費により基準財政需要額が増加し、一方では、大幅な税収減の見込みより基準財政収入額が減少するものの、普通交付税は5年連続しての不交付と見込まれます。

特別交付税については、3,000万円を計上いたしました。

分担金及び負担金については、基幹水利施設管理事業にかかる地元分担金、老人福祉施設入所措置費負担金、保育所運営費負担金で6,133万9,000円です。農村総合整備事業が終了したこと等により、前年度比429万2,000円、率にして6.5%の減となっております。

使用料及び手数料については、通園・通学自動車使用料、幼稚園保育料、戸籍住民登録手数料等により2,898万8,000円となりました。

国庫支出金については2億257万7,000円と、前年度に比べ810万8,000円、率にして3.8%の減となっております。

県支出金については2億3,555万3,000円と、前年度に比べ2,492万9,000円、率にして9.6%の減となっております。これは、主に農村総合整備事業（広域圏域型）の終了等によるものでございます。

繰入金については、税収等の大幅な財源不足が生じることから、昨年に引き続き歳入不足を補てんするため財政調整基金から2億7,100万円を繰り入れることとしておりますが、前年度に比べ8,100万円の増額、率にして42.6%の増となりました。

諸収入については、主に国営日野川土地改良事業助成金、福祉医療高額療養費戻入、高速自動車国道救急業務支弁金等で、前年度に比べ2.2%の減で1億3,791万7,000円となっております。

地方債については3億7,100万円で、前年度に比べ1億5,030万円の増額、率にして68.1%の増となっておりますが、これは臨時財政対策債の大幅な増加によるものでございます。

次に、歳出予算の状況では、財政的には非常に厳しい状況下ではございますが、国の「生活対策」および「生活防衛のための緊急対策」の趣旨に鑑み、地域経済の活性化と住民の「不安の連鎖」の解消を図り、「住民の暮らしの安心」に直結する住民サービスを低下させることのないよう予算編成に努めたものであります。

す。

主な事業等を政策ごとに申し上げますと、まず、「安心して暮らせる舞台づくり」でございますが、道路照明灯・路面表示・交通安全施設設置工事にかかる交通安全施設整備事業が200万円、橋梁点検調査業務が540万円、消防自動車整備事業が3,705万円、小型動力ポンプ整備事業が525万円などがございます。

次に、「快適でうるおいのある生活環境づくり」でございますが、自ら考え自ら行う生活環境整備事業が940万円、コミュニティ助成事業が490万円、篠原駅周辺の整備について篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会費が352万9,000円、山面地区における地籍調査事業費が184万7,000円、生活交道路線維持費補助金やコミュニティバス運行委託補助金などの公共交通対策費が923万円、合併処理浄化槽設置事業として補助金が260万3,000円、ごみ減量化を自治会単位で積極的にお取り組みいただくためのごみ減量化推進事業が85万円、町道鏡七里線歩道改修等の道路橋梁維持補修費が2,925万8,000円、町道山之上西岡屋線側溝改修工事等の町単独道路橋梁改良工事が1,000万円、町道西通り線ならびに町道小口八重谷線の歩道拡幅等のまちづくり交付金事業が1億1,620万9,000円などがございます。

次に、「地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり」でございますが、本町が直面する地域づくりやまちづくりの課題に対しまして、広く住民皆さまに町外の先進事例を見聞いただき、町の今後の政策形成にご提言いただくための研修事業として、「まちづくり見聞特派員レポート事業」が45万円、土産土法については、竜王で生産いたします食材に付加価値をつけて広く町外の方に発信していくことや、広い意味での「竜王のまちの素材」を「まちづくり」に活かしながら「まち」の付加価値を高めていく取り組みを進めるために土産土法ビジネスサポート事業が500万円、農林公園施設管理事業では、駐車場や公衆トイレが狭小となっており利用者の皆様に不便をきたしていることから、拡張等にかかる公衆便所建設工事に1,149万2,000円、農地・水・環境保全工向上対策事業に1,569万2,000円などがございます。

次に、「いきいき暮らせる健康・福祉づくり」でございますが、障害者に対する相談支援体制の整備等にかかる相談支援、聴覚障害者への情報の提供や社会参加の促進を図るための手話通訳者派遣サービスや、東近江圏域共同事業委託等の地域生活支援事業が1,241万円、障害者自立支援法の円滑な移行に向けた利

利用者や事業者の支援を目的とした障害者自立支援緊急特別対策事業が438万7,000円、障害者等の社会参加促進助成事業に485万円、障害児の夏と春の休暇期間の有効な活用を図る障害児ホリデーサービス事業や障害児学童クラブへの運営補助で障害児地域活動支援事業が396万8,000円、社会福祉法人が建設いたしますグループホームの整備に対する障害者施設等整備費補助金を含め通所支援事業が693万8,000円、敬老のつどい開催事業補助金が251万8,000円、退職シニア地域デビュー支援事業等で介護予防事業が163万8,000円、乳幼児医療費無料化や中学生まで入院費無料化をはじめとする福祉医療費助成事業が1億2,050万1,000円、西っ子児童クラブやまっぼっくり児童クラブへの事業委託にかかる放課後児童健全育成事業が1,119万8,000円、次世代育成支援後期計画策定にかかる児童環境づくり基盤整備事業が248万9,000円、少子化対策・子育て支援事業については、親子ひろば事業の実施、出産祝金の支給、地域子育てサロンの開催支援等で1,123万円、妊婦健診費用にかかる28回分の負担軽減等を含めまして母子保健事業が806万4,000円、竜王幼稚園・竜王西幼稚園において試行的に午後からの預かり保育を実施いたします試行的預かり保育事業が400万6,000円などがございます。

次に、「新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり」でございますが、姉妹都市アメリカ、スーセーマリー市へ中学生を派遣いたします中学生海外派遣研修事業が266万7,000円、児童・生徒教育相談カウンセラー設置事業に74万1,000円、心のオアシス相談員派遣事業に100万円、竜王小学校施設整備事業が校内LAN工事や低学年棟雨漏れ修理工事等で990万5,000円、竜王西小学校施設整備事業が校内LAN工事で601万6,000円、中学校施設整備事業が体育館大規模改造実施設計で381万6,000円などがございます。

次に、「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」でございますが、文化祭などふるさと文化振興事業に123万5,000円、公民館教室・講座開設事業に249万2,000円、豊富な文化遺産の啓発として遺跡マップの作成や公開講座の開催など文化財普及啓発事業に268万2,000円などがございます。

次に、「行財政改革をすすめる揺るぎない町づくり」でございますが、基幹系電算システムリプレースリースや電算管理用備品の整備で基幹系システム開発・管理事業が4,385万6,000円、システム機器ならびにコンピュータソ

フトの保守料、パソコン・プリンタ更新、ファイルサーバー導入等で情報系システム開発・管理事業が1,664万7,000円、仮称まちづくりチャレンジ88委員会の会議費等で地域創造まちづくり事業が172万円、第5次総合計画策定事業が508万円などがございます。

最後に、「その他」といたしまして、2台の軽自動車を更新するため公用自動車購入事業に289万5,000円、投票人名簿調製にかかるシステム構築等の選挙管理委員会運営費が194万5,000円、衆議院議員選挙費が976万5,000円などをそれぞれ予算計上したものでございます。

続いて、第2表債務負担行為につきましては、投票人名簿調製にかかるシステム構築委託業務に、平成22年度において90万1,000円の限度額をお願いするものです。

さらに、小規模企業者小口簡易資金にかかる保証債務について、平成21年度から平成28年度までにおいて384万円の範囲内での損失補償をお願いするものです。

次に、第3表地方債につきましては、道路整備事業について7,620万円、消防防災設備整備事業について3,740万円、小学校校内LAN整備事業について640万円、臨時財政対策債について2億5,100万円の限度額をお願いするものです。

以上、簡単でございますが、議第25号、平成21年度竜王町一般会計予算の概要を申し上げ説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 山添住民税務課長。

**○住民税務課長（山添登代一）** 続きまして、議第26号、平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。お手元の特別会計予算の説明書1ページ、事項別明細書からご覧いただきたいと思います。

歳入の国民健康保険税につきましては、3ページですが、医療費の増嵩や後期高齢者支援金が新たに必要となり、あわせて、退職被保険者の対象年齢が限定され、療養給付費等交付金が大幅に減少し、会計運営上、税率改正を行わざるを得ない状況となり、2年計画で税率を引き上げ安定運営に努めておりますが、平成21年度は2年目となります。国民健康保険税は2億7,347万9,000円で、前年度と比較いたしますと1,010万2,000円の増となります。

次に、4ページの国庫支出金につきましては、療養給付費負担金として歳出の

保険給付費等の100分の34を見込んでおります。

次の財政調整交付金は、市町村間の不均衡を是正するものですが、4,394万7,000円で、1,628万4,000円の増額となっています。

5ページの療養給付費等交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費用として支払われるものでありますが、対象者を限定されたことにより1,416万4,000円、前年度より2,413万7,000円の減となります。

6ページの前期高齢者交付金は1億8,600万円、前年度より2,400万円の増となります。これは、65歳から74歳までの医療費について、国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じ調整する仕組みであり、社会保険診療報酬支払基金が行います。

次の県支出金は、財政調整交付金が3,605万1,000円で、前年度より460万3,000円の減となります。

次に、高額医療費共同事業負担金・共同事業交付金および保険財政共同安定化事業交付金は、1億1,441万5,000円です。これは、高額な医療費が出た場合に交付してもらえる保険的なものでありますが、前年度より245万3,000円の増額となります。

7ページの繰入金については4,075万9,000円で、一般会計からのルール分の繰り入れでございます。前年度は、税率改正による大幅な税率改正を緩和するため2,000万円の繰り入れがありましたが、本年度は繰り入れを行わないことから、2,010万8,000円の減となります。

8ページの繰越金につきましては、前年度より325万8,000円の増額を見込んでおります。

次に歳出でございますが、10ページからご覧いただきたいと思っております。総務管理費で543万円でございます。国保連合会電算レセプト処理負担金等、一般事務経費でございます。

次に、賦課徴収費が178万4,000円、運営協議会費が22万9,000円、趣旨普及費が8万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

12ページからは、国保の本体部分であります保険給付費でございます。一般被保険者の療養給付費、7割の現物給付であります。4億7,835万円、前年度当初より2,885万円の増を見込んでおります。退職被保険者療養給付費、これも7割給付の分でございますが、3,407万円、前年度当初より1,577万円の減と見込んでおります。

また高額療養費につきましては、介護保険のサービスを利用したときの自己負担額と医療機関にかかったときの自己負担額が高額になったときは、月額で限度額が設けられていますが、さらに、これらを合算して年額で限度額を設ける制度が創設されていることから、一般被保険者高額介護合算療養費500万円、退職被保険者高額介護合算療養費100万円を見込んでおります。

13ページの葬祭諸費につきましては、支給額1件5万円で100万円、出産育児諸費の出産育児一時金については、支給額1件38万円で570万円を計上いたしております。

次に、後期高齢者支援金等ですが、前年度より創設された支援金です。後期高齢者医療制度実施に伴い、各保険者が後期高齢者の医療費用の12分の4を支援するものであり、社会保険診療報酬支払基金が取りまとめとなります。本年度は1億707万6,000円を見込んでおります。

14ページの前期高齢者納付金等ではありますが、歳入でもありましたとおり、65歳から74歳までの医療費について、国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じて調整する仕組みであり、国民健康保険者としての負担金として12万9,000円の予算計上をいたしております。

老人医療拠出金につきましては302万円で、前年度比2,544万5,000円の減額となっており、これは、後期高齢者医療制度の施行に伴い、平成20年3月診療分や月遅れ、過誤返戻等の精算による拠出金が必要であるため、計上となりました。

介護納付金ではありますが、5,459万7,000円を計上し、これは国民健康保険税の介護納付金分と国県支出金などを合わせて支払基金へ納付するものでございます。

次に、高額医療費の共同事業拠出金は、80万円を超える医療給付があった場合に、市町の拠出金から一定額が支給される再保険で、その財源は国県が4分の1ずつ、町が2分の1を持っているものです。

また、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、30万円を超え80万円未満の医療給付が対象となり、市町の拠出金から一定額を支給される制度ですが、7,460万8,000円を計上いたしております。

16ページの保健事業費については、国保の保険者として40歳以上の被保険者について特定健康診査等の指導が義務づけられましたところで、特定健康診査等実施計画により健診受診率向上に努めると共に、国保若年層の健康診査につい

でも実施してまいりますことから、特定健康診査等事業費で961万8,000円、保健衛生普及費で483万9,000円を計上いたしました。

次に18ページの施設勘定繰出金ですが、歳入で国から収入いたしました特別調整交付金を施設勘定予算へ医科、医療用機材購入補助金30万円、歯科保健センター事業100万円と医療用機材購入補助金105万円をそれぞれ繰出すものとなっております。

今後も、住民皆様の健康づくりや保健事業の推進と広報を通じての情報提供など健康づくりの支援をさせていただき、もって、健康寿命の進展と医療費の適正化に努め、国保財政健全運営にさらに努めてまいりたいと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、議第26号、平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

続きまして、議第27号、平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。事項別明細書の23ページをご覧くださいと思います。

医科につきましては、24ページの診療収入、外来収入は診療所の運営の根幹をなす診療報酬収入ですが、8,116万4,000円とするもので、介護サービス収入は、介護保険サービスを提供したことによる報酬収入で、12万2,000円を計上しております。

25ページ、使用料及び手数料は診断書の証明手数料と、次の財産収入は医科の財政調整基金の利子収入でございます。

事業勘定繰入金につきましては、医療機材心電図装置の購入に伴う国庫補助金分の繰入金です。

また、財政調整基金繰入金につきましては、医療機材（心電図装置）の購入に伴う一般財源としての繰入金です。

歳出でございますが、27ページから29ページにかけては、診療施設の運営維持管理として、総務費が4,663万6,000円を計上いたしております。

医業費につきましては、特に後発医薬品の導入により経費削減を図ってまいりたいと存じます。

また、第1次診療としての役割を發揮し、患者さんと共に疾病の克服ができるよう、お互いの信頼関係を築いてまいりたいと思います。

次に歯科でございますが、40ページの診療収入は、診療所運営の根幹をなし、

3,927万円を計上いたしております。介護サービス収入につきましては、30万8,000円を計上いたしております。

41ページの事業勘定繰入金の205万円は、歯科保健センター運営に対する国庫補助100万円と治療用診察台購入に伴う国庫補助金105万円の繰入金でございます。

次の一般会計繰入金につきましては、800万円でございます。

43ページから45ページの歳出でございますが、歯科診療所の運営維持管理费用として、また、町民皆様の歯科保健を担っております歯科保健センターの管理費として、4,060万9,000円を計上いたしております。

次の医業費では、1,403万5,000円を計上いたしております。この中には、医療用機械器具費で診察台1台を更新いたします。

46ページの基金積立金4万6,000円は、基金の利子でございます。公債費につきましては、一時金借入金利子として1万円を計上いたしております。

本年度も、むし歯予防に効果が見られるフッ素塗布・フッ素洗口を継続し、「8020・80歳にして20本の健康な自分の歯を」を目標に、歯科保健センターと保健センター、町内の歯科医院・医科診療所・医療機関との連携を図りながら、健康づくりは「健康な歯から」「治療より予防」を合言葉に、的確な診療業務に努めてまいります。

以上、誠に簡単ではございますが、議第27号平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

続きまして、議第28号、平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきましては、その内容をご説明申し上げます。事項別明細書の55ページをご覧くださいと思います。

平成21年度の竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきましては、前年度と比較いたしますと1億2,800万円の減額予算であります。これにつきましては、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日より施行され、老人保健医療事業特別会計からの医療諸費の支払いがなくなることとなりますが、平成20年3月診療分や月遅れ請求、過誤返戻などの精算が必要であることから、予算計上をするものでございます。

56ページの歳入からですが、社会保険診療報酬支払基金交付金として376万1,000円で、対前年6,742万7,000円の減額でございます。国庫支出金・県支出金・繰入金とも、それぞれルール通りの収入を計上いたしております。

す。

58ページの歳出でございますが、総務費が3万4,000円 医療諸費が全体で696万5,000円で、前年度比1億2,795万7,000円の減額でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第28号、平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 続きまして、議第30号、平成21年度竜王町下水道事業特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。議案書につきましては81ページと、『特別会計の歳入歳出予算に関する説明書』の65ページからでございますが、別に配付させていただいております『予算の概要』の49ページ、『平成21年度竜王町下水道事業特別会計予算書』の概要に基づきまして、ご説明申し上げます。

歳入の関係でございますが、その主な収入といたしましては、分担金および負担金としまして430万3,000円、これは、平成21年度で新たに供用開始を行う地区の受益者分担金等でございます。

次に、農業集落排水および公共下水道の使用料といたしまして、1億4,715万円を計上させていただいております。その内容としましては、農業集落排水が913万円と公共下水道が1億3,802万円であります。

次に、国庫補助金として4,250万円を計上させていただいております。前年度比較からは4,950万円の減額でございます。

次に繰入金でございますが、一般会計からの繰入金3億2,712万円を計上させていただいております。その内容としまして、農業集落排水事業分として1,330万1,000円、公共下水道事業分として3億1,381万9,000円の繰入をお願いするもので、前年度比較では、4,995万4,000円の増額でございますが、これは事業に対して借入をしました起債元利償還金の増額および元利償還金にかかる起債借入額の減少からなる増額でございます。

次に、繰越金が100万円でございます。これは、平成20年度事業分の繰越額でございます。

次に、雑入では1,000円を計上いたしております。前年度と比較しますと、2,009万7,000円の減額でございます。これは、今年度中に松が丘地区が公共下水道へ接続される予定であり、負担金が発生しないことからの減額でございます。

います。

次に、町債であります。2億180万円を計上させていただいております。その内容といたしましては、特定環境保全公共下水道事業債1億4,130万円と琵琶湖流域下水道事業債6,050万円であります。前年度比較では3億1,190万円の減額となるもので、借換債によります繰上償還を行ったことからの減額でございます。

次に歳出の関係でございますが、その主な支出といたしましては、農業集落排水事業の一般管理費および施設管理費といたしまして、1,173万4,000円を計上させていただいております。前年度比較では105万1,000円の増額となるものです。これは、事業費の増額によるものでございます。農業集落排水事業の内容といたしましては、電気代に200万8,000円、処理場の管理委託料に703万3,000円でございます。

次に、公共下水道事業費の一般管理費および施設管理費といたしましては、9,661万3,000円を計上させていただいております。前年度比較では552万4,000円の増額となるものです。これは、下水道マンホールポンプ3カ所の取替修繕および下水道管路清掃委託料の増額によるものでございます。

公共下水道事業の内容といたしましては、人件費に882万1,000円、報償費に185万3,000円、電気代223万8,000円、委託料1,125万円、また、県に支払います流域下水道維持管理負担金6,009万円でございます。

次に、公共下水道管渠築造費といたしまして、1億4,330万9,000円を計上させていただいております。前年度比較としまして1億152万9,000円の減額となるものです。これは、事業費の減額によるものでございます。その内容としましては、人件費が1,524万円、庁費事務費に169万5,000円でございます。

工事請負費といたしましては7,230万円で、その工事場所としましては希望が丘団地を予定しております。

補償費は3,602万5,000円ありますが、これは水道管等の移転補償費であります。また、流域下水道事業建設負担金といたしまして、1,804万9,000円あります。

次に公債費でございますが、4億7,184万4,000円を計上させていただいております。前年度比較では2億3,204万6,000円の減額となるもので

す。これは、昨年繰上償還を行ったことによるものでございます。その内容としましては、農業集落排水事業債・公共下水道事業債・流域下水道事業債の元金償還金が3億552万7,000円と、同利子償還金が1億6,601万7,000円、一時借入金利子が30万円であります。

次に、議案書の81ページ、第2条の地方債の関係でございますが、85ページの第2表に、地方債の限度額といたしまして2億180万円の予定をしているものでございます。

次に、第3条の一時借入金の最高額を5億円と定めているものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第30号、平成21年度竜王町下水道事業特別会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 松瀬福祉課長。

**○福祉課長（松瀬徳之助）** 続きまして、議第31号、平成21年度竜王町介護保険特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。事項別明細書83ページからをご覧くださいと思います。

84ページの保険料でございますが、65歳以上の第1号被保険者保険料で、社会保険庁などで年金から徴収されます特別徴収保険料や普通徴収保険料などで、9,869万3,000円を見込んでおります。保険料の引き上げなどで、前年度に比べ384万4,000円の増となっております。

85ページの国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が9,238万5,000円、調整交付金が2,788万6,000円、地域支援事業交付金が介護予防事業で245万2,000円、包括的支援事業・任意事業で261万1,000円と、それぞれルールの負担分を計上しております。

86ページの支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料を原資に、介護給付費交付金が1億5,135万円、地域支援事業支援交付金が294万3,000円を社会保険診療報酬支払基金からの交付金として計上しております。平成21年度より、その負担割合が31%から30%に引き下げられております。

87ページの県支出金は、介護給付費負担金が7,157万円、地域支援事業交付金が、介護予防事業で122万6,000円、包括的支援事業・任意事業で130万6,000円と、ルール分を計上しております。

財産収入は、介護給付費準備基金の運用利子を22万4,000円計上しております。

88ページの繰入金は、一般会計からの繰り入れとして、介護給付費繰入金が

ルール分で6,305万5,000円、その他繰入金が1,682万9,000円、地域支援事業繰入金が、介護予防事業で122万6,000円、包括的支援事業・任意事業で130万5,000円を計上しております。

また、介護従事者の処遇改善を図るため平成21年度より介護報酬が引き上げられることとなり、この引き上げによる介護保険料の上昇を抑制するため、平成20年度に国より介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付され、新たに基金を造成し平成21年度以降の保険料上昇分に充当することとなりました。平成21年度分として、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金として293万1,000円を計上しております。これは、基準額で見ますと月額3,335円に対して月額97円の補てんとなります。

91ページからの歳出でございますが、総務費では、一般的な被保険者等の管理費用として107万6,000円を、介護保険料の賦課徴収費として105万円を、介護認定審査会費として670万3,000円を計上しております。

介護認定審査会費は、介護認定に要する主治医意見書や認定調査委託費用、要介護認定申請に基づく認定調査や、主治医意見書により要介護度を審査する審査会として近江八幡市・安土町・日野町および竜王町で共同設置しております「介護認定審査会」への負担金であります。

93ページからの保険給付費でございますが、居宅介護サービス・施設介護サービス・地域密着型介護サービスなどの介護サービス等諸費が4億5,110万円、介護予防サービス・介護予防サービス計画などの介護予防サービス等諸費が3,125万円、高額介護サービス等費が560万円、特定入所者介護サービス等費が1,405万円などがございます。

また、96ページでございますが、新たに高額医療・高額介護合算制度の創設により高額医療合算介護サービス等費として、高額医療合算介護サービス費に100万円、高額医療合算介護予防サービス費に50万円を計上しております。その他の保険給付費を含め、全体で5億450万円を計上しております。

施設利用にかかる給付費や予防にかかる給付費が減少しておりますが、居宅介護や地域密着型介護サービスにかかる給付費が増加しており、全体としては700万円の増加を見込んでおります。

地域支援事業費につきましては、介護予防事業費が981万円で、特定高齢者に対する介護予防教室や生活機能評価業務にかかる委託料、一般高齢者に対する介護予防教室にかかる委託料などがございます。

また、包括的支援事業・任意事業費が1,420万2,000円で、主に地域包括支援センター運営事業費でございます。

以上、平成21年度竜王町介護保険特別会計予算の概要説明とさせていただきます。今後も適正な介護保険の運営に心がけ、ご本人が自立して地域で安心して老後を送っていただけるよう支援し、介護予防の観点を重視した保健福祉サービスの充実に努めてまいりたいと思います。今後も引き続きご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第31号、平成21年度竜王町介護保険特別会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 続きまして、議第33号、平成21年度竜王町水道事業会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

先ず予算書の1ページ、第2条、業務の予定量といたしまして、給水戸数が3,650戸、年間総配水量といたしまして174万4,000<sup>m</sup>、1日平均給水量は4,200<sup>m</sup>を予定するものでございます。さらに、主な建設改良事業といたしまして、配水池築造工事および下水道事業に伴います配水管布設替工事等を実施する計画でございます。その事業費といたしまして、4億9,072万6,000円を予定いたしているものでございます。

次に、第3条予算および第4条予算につきましては、提出議案説明資料54ページの予算の概要によりましてご説明いたします。

第3条予算の関係でございますが、収益的収入および支出の予定額といたしまして、3億円と定めております。前年度と同額でございます。収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が2億8,362万2,000円でございます。その主な収入といたしましては、水道使用料が2億7,950万円で前年度比較では30万円の減額でございます。

営業外収益につきましては1,637万8,000円で、その主な収入といたしましては、町補助金が1,580万円で、前年度比較では30万円の増額でございます。

次に、収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が2億9,061万4,000円でございます。その主な支出といたしましては、県水受水費が1億8,745万3,000円で、前年度比較では4,468万円の増額でございます。これは、受水契約量の変更からの増額でございます。

減価償却費が3,082万5,000円、人件費が3,064万円、委託料が515万8,000円でございます。

その他の営業費用といたしましては、ご覧いただいているとおりでございます。

営業外費用につきましては918万6,000円で、その主な支出といたしましては、支払利息698万6,000円等でございます。

次に、第4条予算の資本的収入および支出でございますが、資本的収入が4億5,680万円でございます。前年度と比較しますと、3億7,560万円の増額でございます。

次に、資本的支出といたしましては5億1,313万1,000円でございます。前年度と比較しますと、3億8,117万8,000円の増額でございます。その主な支出といたしまして、改良事業費が4億9,072万6,000円でございます。これは、薬師配水池築造工事および下水道事業に伴います配水管布設替工事等に伴います設計委託料と工事費でございます。

次に、企業債償還金といたしまして2,058万9,000円でございます。これは、企業債の元金償還金でございます。なお、資本的収入が資本的支出に対しまして5,633万1,000円の不足となりますが、これにつきましては、減債積立金・建設改良積立金・当年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税資本的収支調整額で補てんさせていただきます。

次に、予算書の2ページをご覧ください。第5条で企業債の限度額を3億1,500万円に、第6条で一時借入金の限度額を1,000万円に、第7条で議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費3,064万円、交際費2万円に、第8条で一般会計から受ける補助金といたしまして1,580万円、第9条でたな卸資産の限度額を500万円に定めたものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第33号、平成21年度竜王町水道事業会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

この際申し上げます。会議時間を延長いたしますので、あらかじめご了承ください。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第34 議員派遣について**

**○議長（寺島健一）** 日程第34 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり

議員を派遣することにいたしたいと思います。なお、緊急を要する場合は議長においてこれを決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（寺島健一）** ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告いただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後5時01分